

1. 議事日程（第3日目）

（平成20年度安芸高田市予算審査特別委員会）

平成20年 6月18日
午前10時00分 開議
於 第1委員会室

1、開 議

2、議 題

- （1）議案第69号 平成20年度安芸高田市一般会計予算
- （2）議案第70号 平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- （3）議案第71号 平成20年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- （4）議案第72号 平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- （5）議案第73号 平成20年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- （6）議案第74号 平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計予算

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（20名）

委員	亀 岡 等	委員	秋 田 雅 朝
委員	山 根 温 子	委員	穴 戸 邦 夫
委員	明 木 一 悦	委員	田 中 常 洋
委員	加 藤 英 伸	委員	川 角 一 郎
委員	松 村 ユキミ	委員	赤 川 三 郎
委員	藤 井 昌 之	委員	青 原 敏 治
委員	金 行 哲 昭	委員	杉 原 洋 郎
委員	入 本 和 男	委員	山 本 三 郎
委員	今 村 義 照	委員	玉 川 祐 光
委員	岡 田 正 信	委員	渡 辺 義 則

3. 欠席委員は次のとおりである。（1名）

委員 塚 本 近

4. 委員外議員

議長 松 浦 利 貞

5. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名(33名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
総務企画部長	田丸孝二	行政経営課長	武岡隆文
八千代支所長	榎原秀克	美土里支所長	高杉和義
高宮支所長	近藤一郎	甲田支所長	垣野内 壮
向原支所長	南部政美	市民生活部長	廣政克行
市民課長	久保慶子	市民課主査(市民グループGL)	高松正之
市民課主査(環境対策グループGL)	佐藤一夫	人権推進担当課長	毛利宣生
市民課主査(人権推進グループGL)	中田義和	吉田人権会館館長	柿田治宣
税務課長	山本数博	税務課主査(市民税グループGL)	中山好夫
税務課主査(資産税グループGL)	大崎小夜子	税務課主査(収納グループTM)	野村政彦
福祉事務所長(社会福祉課長)	重本邦明	社会福祉課主査(福祉管理グループGL)	西村友枝
社会福祉課主査(生活保護グループGL)	岡島 勤	社会福祉課主査(障害者福祉グループGL)	小笠原義和
子育て支援担当課長(子育て支援センター長)	是常知昭	子育て支援担当課主幹(児童福祉GL)	中元寿文
高齢者福祉課長(地域包括支援センター長)	冲野和明	高齢者福祉課主幹(高齢者福祉GL)	神岡眞信
高齢者福祉課主査(介護保険グループGL)	中谷文彦	保健医療課長	久保ヒトミ
保健医療課主査(保健医療グループGL)	俵 秀樹	保健医療課主査(保健医療グループ)	田村政司
保健医療課主査(健康づくりグループGL)	永岡京子		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名(3名)

議会事務局長	光下正則	主査	児玉竹丸
主任	國岡浩祐		

~~~~~  
午前10時00分 開議

亀岡委員長 皆さん、おはようございます。前日に引き続き会議を再開いたします。ただいまの出席委員は20名でございます。

塚本委員のほうから、本日から向こう5日間を欠席届が出ておりますのでお伝えいたしておきます。

定足数に達しておりますので、これより予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付してありますとおりでございます。

それでは、まず、議案第69号、平成20年度安芸高田市一般会計予算のうち、市民生活部市民課、税務課、人権推進課にかかわる部分を議題といたします。

執行部から要点の説明を求めます。

廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長 おはようございます。

それでは、議案第69号、平成20年度一般会計予算、市民生活部におきます予算の概要を申し上げます。

市民生活部におきましては、戸籍住民登録を初めとして、市県民税の賦課徴収、福祉、保健、医療、介護、妊婦の方から高齢者の方までの生活支援の窓口業務を、5課2担当課、2つの支援センターで事務執行をしております。それぞれ、市民の方々の日ごろ日常生活に密着しました総合的な窓口業務になろうかと思っております。私のほうから概略を申し上げ、詳細につきまして、それぞれ担当課長のほうから御説明いたします。

まず、歳入でございますが、歳入につきましては予算書の12ページをお願いいたします。市税でございますが、予算編成におきます一般財源、143億4,048万1,000円のうち38億1,267万8,000円、26.6%の構成になりますが、対前年度対比2.5%の伸びを見たとこであります。

要因としましては、法人税及び介護つき有料老人ホームの新築等、固定資産税におきます土地、家屋、償却資産税の増額が主なる要因と見ております。また、滞納整理につきましては、公平、適正を原則としまして、滞納整理対策本部を中心に対応してまいりたいと存じます。

また、それぞれの歳入につきまして、国、県使用料、負担金等の歳入につきましては特定財源でございますので、それぞれの担当課のほうから御説明をいたします。

次に、歳出でございますが、予算書の4ページをお願いいたします。2款の総務費は、27億2,064万9,000円のうち市民生活部に係る計上は4億5,946万円で、対前年度対比4.4%の減でございます。2項徴税費につきましては、市税を賦課徴収いたします経費としまして1億7,415万4,000円のうち1億7,042万円を計上をしております。また、3項戸籍住民基本台帳につきましては、戸籍住民登録、印鑑登録等、戸籍住民基本台帳事

務に係る経費として2億1,144万円を計上をしております。

次に、3款民生費でございますが、46億7,895万2,000円は対前年度対比2.7%の増でございます。我が国の社会保障制度も財政緊縮の中で、年金改革、介護保険改革、医療制度改革、障害福祉改革など、将来にわたり持続可能な制度にするためとして制度改正が進められております。本市におきましても、少子高齢化が進行いたしまして人口構造が急速に変化する中で福祉ニーズは多様化しており、妊婦から高齢者、障がいのある人もない人も健康で安心して暮らせる相互扶助を基本としまして、ともに支え合う地域福祉社会を目指し、民生・児童委員協議会、市社会福祉協議会、市医師会、歯科医師会、振興会、各種団体など多くの機関との連携をしまして目指してきたところであります。

社会福祉費29億1,371万1,000円の計上につきましては、社会福祉費一般管理事務に要します経費、社会全体で支える福祉の充実としまして、障害者自立支援費、老人福祉在宅福祉事業、老人保護措置費、重度心身障害者医療公費負担、原爆被爆者対策事業費を計上、市民すべての人の人権が尊重される真に平和で豊かな社会の実現を目指します人権推進費では、子どもや女性が生き生きと活動する環境づくりとして、青少年健全育成事業、男女共同参画事業を計上をしております。

新規事業としましては、障害者福祉相談員の設置、障害者福祉計画策定経費を障害者福祉費に計上、高齢者福祉計画、第4期介護保険計画策定経費を老人福祉費に計上をしております。

次に、児童福祉費13億8,585万4,000円の計上につきましては、市内保育所の運営費、私立保育所措置費を初め、児童手当、児童扶養手当、児童福祉医療費公費負担事業、児童館、児童クラブ、子育て支援センター運営費を計上しております。

新規事業としましては、次世代育成支援事業の見直しのため、次世代育成支援行動計画策定調査費、また、放課後児童クラブの開設を計上をしております。

次に、生活保護費でございますが、被保護者の最低生活を保障すると同時に、経済的自立、社会的自立に向けて広く支援をしていくことといたしまして、3億7,938万5,000円を計上したところでございます。

次に、4款の衛生費につきましては、19億3,824万4,000円のうち市民生活部に係る計上としましては7億9,119万1,000円で、対前年度対比2.2%の減でございます。保健衛生につきましては、9億5,029万3,000円のうち市民生活部に係る計上としましては4億3,887万6,000円でございます。保健衛生一般管理事務に必要な経費を初め、健康あきたかた21計画の推進によります、市民一人一人が生き生きと元気で豊かな人生を送るための健康づくり推進事業費、昨年度、第1分庁舎の改修工事を完了しまして、本年4月より安芸高田市全域の保健事業推進の拠点として開設しました中央保健センターを初め、市内保健センター4施設の運営費、また、診療所4施設の運営費、公害防止、環境保全、環境美化

に係ります経費として環境衛生費を計上しております。また、火葬場の費用としまして、市内に4施設あります火葬場の運営維持費を計上しておるところでございます。

次に、清掃費でございますが、清掃費につきましては、市民生活部に係ります予算は、じんかい処理に要します芸北広域環境施設組合負担金として3億5,231万5,000円でございます。

以上、大まかな概要を申し上げましたが、詳細につきまして各担当課長から説明いたします。よろしくお願いたします。

亀岡委員長  
久保市民課長

久保市民課長。

それでは、市民課から、平成20年度安芸高田市予算書並びに予算に関する説明書に基づき御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、16ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料のうち1,346万5,000円は、市内4カ所の火葬場使用料を計上いたしております。

続きまして、18ページ、2項手数料、1目総務手数料、1節総務手数料のうち33万7,000円は、臨時ナンバーの手数料でございます。3節戸籍住民基本台帳手数料2,290万5,000円を計上いたしておりますが、戸籍手数料1,188万円、住民票手数料504万円、印鑑登録証明手数料441万円、その他証明手数料157万5,000円をそれぞれ計上いたしております。2目衛生手数料、1節保健衛生手数料のうち181万円は、犬の登録及び狂犬病予防注射済み票交付手数料でございます。

次に、20ページ、14款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金、2節戸籍住民基本台帳費委託金128万8,000円は、外国人登録事務費委託金でございます。2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金410万円は、国民年金事務費委託金でございます。

続きまして、歳出の説明を申し上げます。66ページをお願いいたします。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費697万9,000円の主なものは、住基ネット関連電算改修業務委託料34万2,000円、高宮支所に係る人材派遣業務委託料208万8,000円でございます。

次に、80ページ、3款民生費、1項社会福祉費、4目国民年金費26万円は、国民年金事務に要する経費でございます。

次は、118ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費のうち1,459万1,000円でございます。市民課に係りますものは、報償費3万円、旅費9万1,000円、需用費19万6,000円、役務費37万8,000円、河川水質検査委託料388万4,000円のほか7件の委託料でございます。使用料及び賃借料1万円、備品購入費129万5,000円、負担金補助及び交付金のうち芸北地域保健所管内食品衛生協会負担金30万円、ごみステーション設置補助金24万円、リサイクル推進補助金550万円でございます。

続きまして、122ページをお願いいたします。6目火葬場費4,553万6,000円計上いたしておりますが、火葬場の管理に要する経費でござい

ます。火葬場一般管理費の主なものは、光熱水費と火葬場骨灰処理委託料、火葬炉整備保守委託料でございます。蓬莱苑1,929万4,000円、光台苑1,188万円、甲田火葬場494万6,000円、流雲閣760万4,000円をそれぞれ計上いたしております。主なものは、各火葬場の火葬業務委託料、霊柩車運転業務委託料及び蓬莱苑の冷却室本体改修工事等でございます。

続いて、126ページ、2項清掃費、1目塵芥処理費3億5,231万5,000円は、芸北広域環境施設組合の負担金でございます。

以上、市民課からの説明を終わります。

亀岡委員長  
毛利人権推進担当課長

毛利人権推進担当課長。

それでは、予算書に基づきまして、人権推進担当課の関係につきます予算の御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。16ページ、17ページをお開きください。13款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、1節社会福祉施設使用料1万7,000円のうち、人権会館等使用料1万6,000円でございます。

22ページ、23ページをお開きください。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち、3行目から5行目にかけて隣保館運営費等補助金2,817万6,000円、これは市内4館の人権会館の運営費補助金でございます。次に、住宅新築資金等貸付助成事業費補助金230万4,000円、これは昭和56年から61年間の起債の借り上げ利率と借り受け者への貸付利率の差額分の補填補助金でございます。次に、住宅新築資金等貸付助成事業（償還推進助成）補助金79万5,000円、これは償還事務に係る事務費補助金でございます。

24ページ、25ページをお開きください。3項委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のうち、地域人権啓発活動活性化事業委託金11万5,000円、人権の花運動に対する委託金でございます。

続いて、28ページから御説明申し上げます。20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入3,575万1,000円、前年対比305万4,000円の減額としております。貸付金歳入見込みにつきましては、いずれの貸付金とも前年度の調定額並びに収納実績見込みを参考に積算しております。1節住宅新築資金貸付金現年度分元利収入2,000万円、現年度分は調定対象者が前年度の76人から63人、13名減少してありまして調定額も下がり、前年度より309万9,000円の減で計上しております。2節住宅新築資金貸付金滞納繰越分元利収入1,575万円、滞納繰越分につきましては前年度とほぼ同額で見込んでおります。3節住宅新築資金貸付金繰上償還金は1,000円の存目としております。2目結婚支度資金貸付金元利収入59万円、前年対比4万2,000円を減額にて計上しております。1節結婚支度資金貸付金現年度分元利収入23万9,000円、2節結婚支度資金貸付金滞納繰越分元利収入35万1,000円、3目世帯構成資金貸付金元利収入11万円、1節世帯構成資金貸付金滞納繰越分元利収入、同額の11万円でございます。5項雑入、4目雑入、3節雑入のうち、人権会館雑入2万

5,000円、これは自販機の電気料を雑入として計上しております。

次に、歳出のほうの御説明を申し上げます。82ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、6目人権推進費1,703万4,000円を計上しております。昨年対比1,284万5,000円の減額としております。減額の主なものは、合併時における経過措置として存続しておりました扶助費の高齢者援護資金を19年度をもって終了としたため1,080万円の減額したものと、青少年育成プランの作成に係る経費327万円を減額したのが主な減額となった要因でございます。人権推進費につきましては、人権啓発の推進の事業、男女共同参画推進事業、青少年育成事業、貸付金の償還事務が主な事業内容でございます。

それから11節の需用費でございますけれども、154万5,000円。これは歳入でも御説明しましたように、消耗品関係では60万6,000円、人権の花運動ということで11万5,000円の国の委託金をいただきまして14万円、美土里小学校と可愛小学校の生徒、教師を含め、ヒヤシンスの球根を花を咲かすまで事業実施するというので、児童が相互に協力し合いながら育てることによりまして、命のとうとさとか豊かな心をはぐくみ優しさと思いやりを体感させるということで事業実施をするものでございます。それから人権フェスティバル、男女共同参画、青少年問題の講演会等の消耗品として19万円を見ておりますし、人権啓発の冊子として、行政職員とか、あるいはまた行政関係者、指導者用の700冊を購入する21万円も消耗品関係には含まれております。印刷製本につきましての61万7,000円ですけれども、人権フェスタとか講演会等、ポスター、チラシ等の費用が主なものでございます。

13節の委託料353万5,000円でございますけれども、まず、講師派遣委託料60万円、男女共同参画と青少年育成研修会、それぞれ30万円見込んでおります。それから人権フェスタ等事業委託料270万円、この内訳は、人権フェスタ、講演会、映画上映、人権標語の優秀作品の表彰に120万円、それから5回職員あるいは行政関係機関、団体、事業所職員等150名ぐらいを対象として人権の連続講座の実施ということで、………実施するのに110万円、それから世界人権宣言の60周年になるということでパネル展の実施や、あるいは行政職員の人権問題の学習会等々に40万円を計上しております。

それから19節の負担金補助及び交付金でございますけれども、負担金の分につきましては、三次人権擁護委員の連絡協議会に23万5,000円、人権教育啓発推進センター、これは国の外郭団体で、いろんな啓発にかかわる資料の提供等、そういうものをしてくれます、そういう負担金が4万円でございます。それから単独補助につきましては1,086万4,000円。青少年育成安芸高田市民会議95万円、運動団体2団体へ414万5,000円、それから向原人権対策協議会補助金170万円、女性会補助166万9,000円、以上5団体へは昨年と同額を計上しております。それから住宅貸付金利子補給、従前は高宮と甲田に利子補給をやったわけですがけれども、

19年4月に要綱を制定いたしまして全市民対象に市内の平準化を行うということで、滞納のない契約を遵守し返済を行っている人に対して、45件分、233万円を計上しております。

それでは続きまして、7目の人権会館費のほうの説明を申し上げます。人権会館の事業といたしましては、市民の生活、健康、人権教育相談を初め、啓発、広報活動並びに地域交流、地域福祉等の事業を行っているところでございます。

まず、人権会館の一般管理費、これは電気、電話代、人権会館の5館分でございますけれども、前年度どおり16万2,000円の減額で366万6,000円を計上しております。それから吉田人権会館830万3,000円、高宮人権会館813万9,000円、甲田人権会館838万1,000円、多少増減がありますけれども、大体昨年とほぼ同額を計上しております。それから美土里教育集会所につきましては、昨年より33万1,000円減額した72万円を計上しております。減額となったものは、報償費分と警備の委託料を減額したものでございます。

増額となった全体的な理由につきましては、一般職員の4名分の人件費、給料、職員手当、共済費等、前年対比102万4,000円増の3,413万4,000円としているものや、八千代の人権福祉センターにつきまして13節の委託料、19年度、人権相談員が5名から3名に減員となり、八千代には人権相談員がおられないということで、吉田町から人権相談員が週2日ほど来ておられます。昨年は賃金において月に10日ぐらいの78万円の費用で急場をしのいでおりましたけれども、正規職員が1名ということで、新年度は全日出勤の雇用がぜひとも必要だということで、人材派遣業務委託料に208万8,000円を計上したものが増額の主な原因でございます。

以上で人権推進担当課に関係します予算の説明を終わらせていただきます。

亀岡委員長  
山本税務課長

山本税務課長。

税務課関係の予算の説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをごらんいただきたいと思います。市税であります。1項の市民税で、個人、法人合わせまして16億2,370万円を予定いたしております。内訳ですが、1目の個人税を12億5,390万円、これの詳細ですが、節の欄、現年度分を12億4,390万円、滞納繰越分を1,000万円見込んでおります。現年分の詳細説明欄に書いておりますように、均等割、所得割、退職分ということでそこに上げております金額を見込んでおります。

前年度と比較いたしまして4,500万円減額になっておりますが、これの主なものは現年分の所得割でありまして、税源移譲が昨年行われまして、その中に税額調整控除というのがあります。3,700万円ほどその調整控除の対象額があるように見込んでおりますので、そのものが大きな減額の要因であります。所得推計を19年度の調定等を対象に見まして、

20年度は2%減で見込んでおります。これらで約1,000万円くらい減額になるように推定いたしました。大きな減額となりますとその辺であります。

次に、法人税ですが、3億6,980万円、これは現年分が3億6,820万円、滞納分を160万円、現年分の詳細ですが、説明欄に均等割と法人税割とそこに示した数字で予定をいたしております。法人の5,120万円の増額は、19年度の歳入の状況を見まして、20年度は20%ばかり増収になるだろうというふうに予定をいたしました。大きな理由はそこでありまして、ちょっと雲行きが最近悪くなっておりまして、ガソリン、燃料費の高騰や原材料費の高騰というのは全く想像しとらんかったんですが、この4月以降どんどん変な方向へ来ておりますのでちょっと不安視するような状況もあるんですが、予算した時点では20%増でいけるだろうというふうにして見込みました。

次に、固定資産税、総額は18億7,577万8,000円、この内訳は固定資産税そのものが18億5,740万円、これの詳細は、現年分18億3,490万円、滞納繰越分2,250万円、現年分は土地、家屋、償却資産というふうに分類しておりますが、そこに掲げている金額を予定しております。これの固定資産税の増額が対前年8,480万円になっておりますが、これらの主な要因は、現年分の土地、家屋、償却資産いうところであるんですが、土地の部分は負担調整による増額を2,000万円くらい見込んでおります。家屋については新增築による増額を2,500万円、これは先ほど部長が説明の中で申しましたが、八千代に大きな老人施設ができました。その新築分がかなり重点を占めております。

次に、償却資産ですが、景気がよかったもんですから設備投資がどんどんされてるだろうという予測をいたしました。1,500万円ばかり増額を見込んでおります。固定資産税の中身の、2目になりますが、国有資産等所在市町村交付金1,837万8,000円見込んでおります。前年と比較しまして185万9,000円減額になっておりますが、これは郵便局の民営化によるものであります。

次に、3項の軽自動車税であります。9,090万円見込んでおります。これは詳細は節の欄で、現年分8,910万円、滞納分180万円を見込んでおります。増額の主な要因は、軽4乗用が年々増加しております。20年度は500台くらい増加するだろうというふうに見込みまして、増額の主な要因はそこであります。

次に、4目の市町村たばこ税であります1億9,680万円、前年と比較して480万円増額するだろうというふうに見込んでおります。税率改正で税金がちょっと上がった分、反動がありましてちょっと減ってきていますが、また回復するだろうというところで若干の増額を見込みました。

次に、入湯税であります2,550万円、前年と比較しまして240万円減額で見込みました。これは年々、入湯者の数が減っておりまして、高宮と美土里の施設であります。高宮が大体1万人、それで美土里が5,500

人いうところで見込んでおりましたが、年々決算の状況で下がってきておまして、本年度は高宮を9,800人、月にですね、それで美土里を月に4,500人いうことで見込んでおります。

それと、税全体で徴収の目標を立てとるんですが、現年分を98.5%以上、過年分を21.5%以上の収納率でいこうと。現年、過年を合わせて95%以上の収納率でいこうじゃないかということで予算をしております。滞納対策の関係で、この収入金額のうち約3,000万円ぐらいを滞納対策で増収を見込んでおります。

次に、18、19ページをお願いしたいと思います。一番上のほうになるんですが、2項の手数料、1目の総務手数料、節の欄で2節の徴税手数料ですが223万1,000円、諸証明、公簿の閲覧手数料等を見込んでおります。

次に、22ページ、23ページをお願いします。これも上のほうになりますが、2項県補助金、1目の総務費県補助金であります。節の欄の総務管理費補助金のうち、説明欄に下から2番目にありますが、自然保護協力奨励金18万3,000円ほど見ております。これは郡山と高宮の小掛峠が自然公園ということで指定を受けております。その関係のお金であります。これは県から来ます。

次に、24ページ、25ページをお願いします。真ん中あたりなんですが、3項の委託金、1目の総務費委託金のうち2節になりますが、徴税費委託金9,700万円ほど見ております。これは個人県民税の徴収取扱費の交付金ではありますが、そのうち3,700万ばかりは、後で歳出のほうで出ますが、税源移譲に伴う激変緩和措置で市民税が上がった分、所得税が下がらなければいけないようなことがあります。その恩恵をこうむらなかった人に対しての還付金の県分の補填金であります、3,700万円ですね。

次に、28ページ、29ページをお願いします。下のようになりますが、20款の諸収入、1項の延滞金、加算金及び過料のところでありますが、延滞金を60万円ほど予算しております。

次に、30ページ、31ページですが、一番下の5項の雑入のところになりますが、1目の滞納処分費1,000円ほど存目で上げさせてもろうとります。これ実際に数字が出ましたら、また補正でやらさせていただきます。

次に、その下の4の雑入であります。これは33ページに税務の関係あります。真ん中あたりに税務関係雑入、その他雑入1,000円ということで存目で上げさせてもろうとります。歳入は以上であります。

次に、歳出について御説明いたします。56ページ、57ページをごらんいただきたいと思います。10目の諸費の中に、節の欄、23節の償還金利子及び割引料7,400万円ありますが、これは市税の還付金ということで上げさせてもろうとります。先ほど申しましたように、激変緩和措置で県から3,700万ぐらい来る予定になっております言うた部分であります。市県民税合わせて6,500万円ぐらいの還付を見込んでおります。残り900万円は法人税等の還付金であります。

次に、62ページ、63ページをお願いします。一番下のほうになるんです

が、2項の徴税費、1目の税務総務費であります。総額1億2,595万7,000円、前年度と比較しまして660万4,000円増額になっておりますが、この主なものは人件費の増額であります。説明欄を見ていただきたいんですが、一般職員人件費が1億2,034万9,000円、税務管理費が547万4,000円です。税務管理費の主なものは、申告の臨時賃金等が249万6,000円上げさせてもろうとしますが、主なものはそこです。

次に、64ページ、65ページをお願いしたいと思いますが、真ん中になりますが、2目の賦課徴収費、本年度4,819万7,000円、前年度と比較しまして5,022万8,000円の減額になります。これの減額の主な要因は、前納報奨金を本年度からやめました。これが1,200万円余り減額になります。21年度の評価がえに伴う土地の鑑定評価を前年度行いました。それが2,600万円ありました。これが減額になります。画地見直しの現況調査業務をやっておりましたが、一応一通り現況調査が終わりました。これで1,000万円の減額になります。主な減額要因は以上です。

説明欄をごらんいただきたいと思いますが、賦課徴収に要する経費4,819万7,000円のうち、賦課徴収費は1,474万2,000円です。これの主なものは13番の委託料676万5,000円ですが、市民税の申告等の入力業務の委託料、これ源泉徴収票の入力をしてもらうんですが、それが236万6,000円、地籍図のデータ修正業務の委託料が135万5,000円、税関係の法律改正等で電算改修業務を行います。これが181万5,000円、委託料の主なものはそういったものであります。一番下に19の負担金補助及び交付金480万円がありますが、これは徴収専門官の派遣の委託料です。賦課徴収費の主なものは以上です。

次に、66、67ページを見ていただきたいんですが、67ページ、上のほうになりますが、固定資産税適正化事業3,345万5,000円、これの主なものは委託料の画地見直し業務委託料、その調査結果等をやった画地認定及び測量業務システム改修委託料が主なものであります。

以上で税務課の説明を終わります。

亀岡委員長 それでは、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

川角委員。

川角委員 まず1点ですが、人件費の関係で、大きい前年対比の差が出ておる戸籍住民基本台帳の事務に要する経費、これがページのほうでは67ページのほうへ載っておるかと思うんですが、人件費が前年比3,919万4,000円減と、これを1人単価へ直してみると約700万ぐらいになるんじゃないかと思うんですが、それに割ると5名ないし6名というのがこの戸籍のところで単純減額になっておると。ちょっとその説明がなかったようなので、そのことをお願いいたします。以上です。

亀岡委員長 廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長 この件につきましては、原則的には総務部のほうで算出していただいているんですけども、人数的には、これ支所のほうの市民生活課分も入っておりますので、要するに支所のほうの人数も調整されて、本庁と支

所との合計の数が市民課分の人件費が減ってるというように感じております。

亀岡委員長

川角委員。

川角委員

今の、はいじゃあ前年対比をするのをちょっと、どういいますか、その比べようが悪かったと、支所を拾ってなかったということがあるわけですね、そこへ五、六名というのは支所へ配置しておると、それがこっちへ入るとるんだということであえんですね。

それとですね。

亀岡委員長

ちょっと待ってくださいね。ええですか、ええんですね、次の質疑。廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長

対比表、前年と新年の対比表が要するというふうにおっしゃったんですか、資料、対比表が要ると。

亀岡委員長

川角委員。

川角委員

さっき言いましたように、予算書の67ページのほうへ出ておりますが、戸籍住民基本台帳事務に要する経費の中で人件費があるわけですが、それは前年比してみると約4,000万円、3,919万4,000円の減というのがあるんですね。それを今の人数でことしの予算を割ってみると大体700万ぐらいに近い1人の単価になると思うんですね。そうしてみると5名ないし6名というのが、その段階で去年に示された予算書とことし示してある予算書の差がそこへ出ておるということで、これはどのようにこの人数の調整をされたのか、減にされたのか。先ほどこれは、どうも去年は計上しておったのをことしは支所へ振ったというようなちょっと言い方であるわけですが、そこらですね、どうなんかいふことでちょっとお答えをいただきたいと思うんですが。

亀岡委員長

廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長

市民生活部関係は、支所のほうは市民生活課というのがあるんですよ。本庁のほうは市民課とかがありますが、今の、私もこれ、ちょっと時間をいただいて総務部のほうとちょっと協議させていただきますが、原則的には支所と本庁の足した予算がここに上がってきるというように感じておりますので、その差を、どのように変わったかというのはちょっとまた後、総務のほうと協議させていただきます。人件費のほうは総務のほうで出していただいておりますので、調べて報告させていただきます。

亀岡委員長

では、どうでしょうか、後ほど。何なら暫時休憩とりますのでね、やっぱりこの段階でそこでできるんならしてもらった方がいいと思います。暫時休憩にいたします。それじゃあ11時5分まで休憩ということにいたします。

~~~~~

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~

亀岡委員長 再開いたします。  
答弁を求めます。  
廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長 先ほどの御質問で人件費の件でございますが、ちょっと時間をいただいて、今、総務部のほうでちょっと調べていただいておりますので少々待っていただければという。

亀岡委員長 それでは、今ございましたように答弁を後からということで、この件に関しては、

川角委員。

川角委員 それでは、ちょっと変わるわけですが、先般、滞納整理のことについて全体的なことをお伺いした中で、数字的にはいろいろあるんで、その担当部署のところではせよというふうなことがございまして、先般の全体的な中で、体制につきましては、ことしも副市長を中心に精力的にひとつ対応するんだということはお聞かせをいただいたところでございます。

それで担当部としまして、まず、きょうは税務の関係、それから貸付金の住宅の関係が今の説明の範囲内だったろうと思うんですが、あれで見ると市税のほうでことしの目標が1,160万円、固定資産関係が2,250万円、軽自動車で180万円、合わせて3,590万円ぐらいがことしの徴収目標と、過年度分がですね、いうことになっておろうと思うんですね。そうなってくると、さっきの説明では全体的には過年度分がある20%を目標に一応立てたんよという説明があったわけですね。80はまだなかなか整理がつきにくいと。私もこういう経験ございますので、非常に滞納整理というのは、いろんな苦労しても実績が上がらないということも十分承知しておるわけですが、やはり経営の安定からいいますと、どうしてもこれはもらったほど歳入がふえると、費用も人件費的にはかかるわけですが、非常に大事なことでおろうというふうに思うんですね。ちょっと数字的に、個別でなくてもいいんですが、3,590万円に対して大体20%ということになると、はじき出して1億七、八千から2億のものがあるといふふうに理解すればいいと思うんですが、そこらがあればひとつ数字を、大体これぐらい今滞納になっておるといふのをお聞かせをいただきたい。

それから、住宅資金につきましても1,575万円がことしは徴収目標に過年度分されておるわけですが、大体3億から4億ぐらいの過年度分が発生しておるのではないかとおもうんですが、これも前年同期を目標に一応掲げておるんだという説明があったわけですが、そこらの見通しは、大変難しい中ではあるんですが、やはりこれはもう強かに年度を限ってでもある程度力を入れて、ひとつ整理をする必要があるのではないかとおもうんですが、そこらの取り組みと、ちょっと数字についてわかれば教えていただきたいというふうに思います。以上です。

亀岡委員長 廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長

この滞納整理につきましては今御質問のとおりでございます、市全体で7億ちょっとあります。大体そのうち市税が3億、住宅が3億5,000万、大体、市民生活部におきまして80%以上はなりますか、滞納的な数字が上がってきております。

それで、市税、また住宅貸し付けのほうの担当課長がおりますので、それぞれのほうから御説明いたします。

亀岡委員長

山本税務課長。

山本税務課長

徴収のことしの計画なんです、去年の11月から徴収専門官に来てもらって、現年、過年合わせての徴収がちょっと難しい状況が、過去を振り返りまして、どっちもええぐあいにせえいうことでやるというのはちょっと難しいという判断になりまして、もう次の年に残るのをなるべく少なくしようやということで、現年度へスタンスを改めました。現年度の徴収をなるべく収納率を上げて次年度へ残るのを減らして、その中で過年度分の難しいのを減らしていこうじゃないかいうことでやることにして取り組みました。特に去年の11月からは現年度中心にやりました。

その結果、まだ決算できちっとしておりませんが、2,500万円ばかりは現年度分が前年に比べて増収になったというふうに今確認をしておるところなんです、本年度も現年分を中心にしていこうじゃないかと、スタンスをですね。過年は、もう焦げついたのが1億6,000万くらいあるんですが、そのうちの半分、6,000万近くが今の、行っても取れんというので執行停止をしたりしとるようなんがあるわけです。ほいで、例年ですと98%くらいが現年分の収納率の平均になるんですが、本年は98.5%以上を目標にしようじゃないかいうことで、現年分の収納率を98.5%にして予算をしとるんです、平均をですね。その中で現年分を中心にして3,000万円くらい増収を見込んだと。過年は例年の予算に対して、なるべくそれは努力しないといけませんので、金額にすれば100万円か200万円かくらいの増収くらいしか見込んだらんです、例年分、例年の過年の徴収のほうをですね。しかし、現年のは2,500万くらいは増収でいこうということで、現年の収納率を上げてそれを増収でいこうということで予算しております。滞納分については1億6,700万円くらいが、実際に繰り越した中で対象になるのがあのくらいの金額じゃなかろうかというふうに見込んだらんですが、ほいでその21.5%くらいを滞納分は徴収しようということにしとるんですが。以上であります、税務課のほうは。

亀岡委員長

毛利人権推進担当課長。

毛利人権推進担当課長

19年度末で滞納額の総額は、部長も申しましたように3億5,088万5,515円でございます。19年度の過年度分の収入でございますけれども、1,066万7,876円でございます。御承知いただくように、非常に今の借り受け者が高齢化、あるいはまた不況であるというふうなことから、自営業においては失業とか、あるいはまた破産とか、さまざまな状況があります。それで高齢者になってまた死亡もかなりあるわけですが、

死亡に当たって、その相続がなかなかできないという部分で、そこらの部分の難しい部分もあります。それで、督促状やら、あるいはまた催告書を送り、また支所のほうにも来ていただいてから面談し、分割納付というようなものも勧めて実施しているわけですが、大変ままならんというふうな状況下にあります。死亡債権ということで法的な縛りが弱いということで、本人とも支払い喚起をしてもらいながら事務をしているというふうなことでございます。それで、本年度は一応調定額も3億5,000万ということですが、その金額はわずかですが、4.5%を見込んで1,575万円の滞納繰越分の歳入に計上してるところでございます。

亀岡委員長  
川角委員

川角委員。

大体数字的に説明をいただいたんですが、ひとつ取り組みの中で、税務の関係につきましては専門官を入れ、それがいろんな法的にも処理され、やっていかれるノウハウは持っておられると思うんですが、それが今説明の中では、やはり今度は住宅は住宅として人権課が担当するよと。そこらの壁がどこまで取り払われておるのか、住宅資金まで法的なものになるとその専門官のそこへ行っておるのか、そうではなしに、住宅資金については専門的に人権課でやっておるんだということになると、なかなか難しい問題が住宅関係にはあると思うんですね、いろんな事項なり、そして債権の償却なりいろいろあると思うんですが、そこらの1点、その取り組みの関係を教えていただきたいと。

確かにあれだけの数字があって一挙に徴収というのは無理なことは十分承知しておるわけですが、古くなればなるほどこの債権というのは取りにくくなっていくという現実があるわけですので、少しでも分納とかいろんな方法で、それで特に力を入れるときには、もう何年かはこれ持ってって皆の力を入れて整理をするものはするんだというのがないと、なかなか普通の仕事をしながらこのようなことで携わるとか、あるいはまた、専門的に部署はあるわけですが、時限立法じゃございませんが、何年かはこれ非常に力を入れていくんだというふうな一つの取り組みも必要ではないかというふうに思うわけですね。一生懸命やられている中で失礼な言い方もわかりませんが、そこらの考え方について、あればお聞かせをいただき、さっきの徴収の状況ですね、あそこらの税務と住宅資金の関係、そこらをひとつ説明をいただきたいと思います。以上です。

亀岡委員長  
山本税務課長

山本税務課長。

税務課が滞納整理対策本部の事務局を持っておりますので、総体的には私のほうから説明させていただいて、もし個別で担当課があれば担当課のほうから答弁させてもらおうと思います。

今言われたように、債権担当課、水道、住宅、貸付金と違ってそれぞれ担当課がありますので、それで対策本部として、民事債権になるものやら公的債権になるのやら、分類したらそういうふうに分かれてくる部分があるんです。税法の例によるというので、税金と同じように差し押

さえしたりしていくような手法でできるものやなんかがあります。これらについて、債権担当課の職員を集めて2年、3年ぐらい公的債権と民事債権とかいうんで弁護士の人に来てもらったり、県からそれに詳しい人に来てもらったりして勉強会をしてまいりました。やっぱりスタンスを、それらを勉強したことをもとに担当課が取り組むのがよからうというんで、今、今日まで来ております。

市町によっては専門課をつくって取り組んだ課もありましたりしております。いろいろちょっと聞かせてもらったりしとるんですが、いいところもあるんですが弊害もあるんですね。専門課をつくったら担当課が徴収が鈍ってどんどん滞納が余計ふえたという、このようなことも聞かせてもらってとるんです。現在のスタンスじゃ、やっぱりそれぞれの担当課が勉強しながら、ほいで税法の例によるということになりましたら、うちの収納の係のところにきて指導を仰いで、その中で自分らが処理をしていくというのがよからうというんで今日に来ております。

現在のところは督促状やら催告状、そして電話での請求、場合によっては訪問徴収、ここまでは毎月報告をもらってるんですが、全課ほとんどそこまで行とるんです。あと、いよいよ最後の法律に基づいた処分ですね、そここのところは、やっぱり担当課が勉強の中から判断して実践してもらわないといけんのじゃないかというふうに考えております。ほいで、うちに来てもらうとる専門官というのは税の滞納整理に詳しい人でありまして、民事債権にはちょっと余り詳しくないんです。言うちゃなんですがね、税のほうは本当に詳しいんで。民事債権は、やっぱり自分らのところが勉強しながら、ほいでよその例もやとる自治体もありますので、そこらも照会していきながらそれぞれが力つけないといけんのじゃろうということだと思うとります、現在のところですね。また場合によっては、きのう対策本部長の副市長が申したと思いますが、景気の中によつては方向転換もしていかないといいんのかもわかりませんが、現在そういう取り組みです。

亀岡委員長  
川角委員

川角委員。

財政健全化の中では非常にこのことについては大事なことであると思しますので、大変な仕事ではあるんですが、ひとつ頑張ってくださいということをお願いしまして、終わります。以上です。

亀岡委員長  
田丸総務企画部長

総務部のほうからの答弁。

先ほどの人件費にかかわる御質問でございますけども、この戸籍事務にかかわるところでの人件費は29名分を見ております。昨年度34名分をここで出すということにしておりましたので、予算書上5名分の減の数字がここに出とるということでございます。

それで、実際どのようになっているかということでございますが、実は事務補助員を、29名だったと思っておりますけども今年度から廃止をして、やはり職員でやっていかんと、今から職員の削減も含めて行政改革の中でいつまでも職員が減ったら事務職補助を入れて対応するということでは

何のことかわからないので、頑張っていたきたいということで減させてみました。その結果、本庁の窓口については、そこに事務補助員がいらっしまったわけではありますが、これは大きな戦力になっておりましたけども、それをやめていただくということで2名の増、職員はですね、正規の職員を増にして、あそこへ2名か3名だったと思いますが、いらっしまったのをやめていただいた。そのかわり入れたということです。

ところが支所のほうは、実は実際の職員は2名減をさせていただきました。市民生活課の中で5支所ございますけども、その中で2名減をさせていただきましたけども、予算書上で計上をされておるものが7名の減という形になっております。それは他の社会福祉の部分であったり、そういったところのほうで計上をされてるということでございます。実際は本庁のほうで2名増、それで支所が2名減、予算書上は34から29になったということでございます。以上であります。

亀岡委員長  
青原委員

それでは、青原委員。

ちょっと市税の滞納のことなんですが、時効があるんじゃないかという思いがするんですが、今回の予算書にはそれが出とらんのですね。年間どのくらいあるんか、不納欠損どのくらいなるんか。

亀岡委員長  
廣政市民生活部長

廣政市民生活部長。

不納欠損につきましては、今19年度を集計しておりますけども、決算審査のときに公表するという形になると思います。

亀岡委員長  
明木委員

明木委員。

市税といえば安芸高田市における財源として非常に重要なところを占めとるわけですけど、基本的に、今非常に社会的な経済状況、悪くなってきているという中で、市内における過去5年間ぐらいの個人破産率の推移とか企業倒産率の推移とか、そういう情報はお持ちでしょうか。

亀岡委員長  
山本税務課長

山本税務課長。

合併してから後の不納欠損にかかわって、滞納にかかわっての今の状況というのは、その年その年のはつくっとるんです。それを一覧表にしたものはないんで、今どんな状況にあるんかというのを言うてみる言われると、ちょっと今、手持ちがありません。この16、17、18、19についてのそういった状況を示させてもらおうといえば、ちょっと時間をもらえば出せると思います、倒産と破産ですね。

亀岡委員長  
明木委員

明木委員。

いや、それをなぜ聞いたかということ、やはり常日ごろ私は思うんですけど、計画的なそういう財政計画を立てていく上で、そういう条件とかデータというのは非常に重要になってくると思うんですね。推移が、それが上がっていくのであれば市民税が下がってきます。また、固定資産税にもそれはかかってくる問題だと思うんですね。そうした場合に、財政を考える上で重要な条件の一つじゃないかなというふうに考えるんで、そのあたりをやはりきちっとそろえた上での計画的な財源確保なり計画を立てる必要があると思うんで、そこを確認させていただいたわけ

なんですけど、ぜひその辺、推移等を持った上でやられることが望まれると思うんですけど、そのあたりどのようにお考えかお伺いいたします。

亀岡委員長  
廣政市民生活部長

廣政市民生活部長。

市税でありますから、財政の一つの予算編成時には当然、目安的な大きな財源であります。おっしゃるとおり、当初の予算というものは、対二、三年前の予算、また実績等ある程度推移をして計上させていただくわけですが、今おっしゃるように、実際この先行き不明なときであります。そういった一つの資料等は今後作成いたしまして、なるべく高い数値で予算計上させていただくように留意してまいりたい、このように考えます。

亀岡委員長  
明木委員

明木委員。

つけ加えときますと、滞納整理をしていく上でも、データ、またそれなりの個人収入とか、そのあたりもちゃんと見据えた上でやらないと、滞納整理にもかかわってくる事項だと思いますので、その辺しっかりと調査の上、取り組みをしていただきたいという意見を申し述べておきます。

亀岡委員長  
今村委員

今村委員。

市民税のことについて若干お聞きしたいと思いますが、まず、今回の滞納繰越分として1,000万、個人税が見込まれておりますが、恐らく前年度の分が主に対象になってるだろうというふうに思うわけです。そうすると、この件については恐らくは上期にかなり回収が可能だろうというふうに思うんですが、本年度になっての収納状況と、それと還付金との関係がこの点についてあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから法人税のことですが、法人税で約20%の増収を予算化したということですが、現状では、今の法人のやはり業種によることもかなり影響してくるんだろうというふうに思いますが、伸びる要素のところの業種についてはどういうふうに把握され、また、増収に向けた情報収集ですね、それはどういったような形でされておるのか、そこら辺のお考えをお聞きしたいのと、固定資産のほうの関係ですが、二、三年前から今の課税評価の調査をいろんな形で進めてきておるわけです。そしてその結果、それを受けた形での市民の感情がどういような形で原課に入ってるのか、そこら辺の点があればお聞きをしたいのと、家屋について、今の八千代で、ある大手のところのものが今回増収原因というふうにみなされておりますが、そのウエートをもうちょっと詳しくお聞きをしたいのと、それから償却資産についてですが、設備投資の結果、償却資産への資産税がふえるということですが、これらについても業種的な関係があるのかどうか、そこら辺についての御説明をお願いをしたいと思います。

亀岡委員長

ちょっと、今村委員、あんまり余計続くと答弁側も困ってじゃないか思いますので、ちょっとそこらで切ってください。

今村委員 はい、以上でございます。

亀岡委員長 では、答弁をお願いします。

山本税務課長。

山本税務課長 本年度の収納状況という質問だったんですが、出納閉鎖に向けて4、5は19年度分の現年度へ集中してやられまして、20年度に繰り越しました滞納分については現年度をやりながら過年度があったらそれについて入るので、例年のような状態であります。

もう1点、金額等を言われたように思うんですが、ちょっと……。

〔還付金の声あり〕

滞納と還付金。あその滞納に伴う還付金を言われたのか、今度還付金をするという言うたところがあるんですが、あそのところ、ちょっと質問のところが理解できなかったところがあります。

亀岡委員長 今村委員。

今村委員 要するに例年どおりに滞納繰越分が収納されてるという説明でしたが、今の時点で1,000万を仮に予定したものが、その収納状況がどうなんかいのがまず1点ですよ。

〔それも4月、5月は出納閉鎖でいろんなことがあって手がついとらんちゅうこととの声あり〕

今村委員 そうそう。

亀岡委員長 今村委員。

今村委員 状況が、本年度になって約3カ月になろうとしとるわけですが、やっぱり短期短期で滞納についてはかなり整理していかんと、一気に決算時にそれをやるということになるとなかなか収納状況が悪くなりますので、やはり月々の形である程度整理をする状況が必要じゃろうというふうに私は思っておりますが、それらについて、その状況が今の段階でわかるならその状況をお知らせ願いたいというのが1点と、それと、今回還付金との関係がございまして、その滞納繰越しと還付金との関係は特にございませんかというのが。

亀岡委員長 山本税務課長。

山本税務課長 済みません。収納状況の把握ですが、毎月締めまして、収納率が調定額に対して何%かいうのを常に確認をしながらやっております。4月末の繰越額の徴収状況ですが、大体で例年と変わりませんで、現在のところ4月の末の時点で1%ぐらいの収納率になっております、過年度はですね。

還付金との関係なんです、滞納と還付金はつながりがないので、ほとんどないんで、滞納の額と、還付がふえていくという分については全く影響ないと思います。

それぞれ収納の係のほうにおいて、滞納が入ってきて収納率が現在何ぼか、ちょっと二、三日はおくれるんですが、随時追っかけるような形で監視をするようにはしております。

以上、収納状況、滞納にかかわる質問にお答えさせていただいた

ふうにさせていただきたいと思います。

次に、法人税の収納状況、どうやってやったんかという質問だったと思いますが、新聞報道なんかを読んだりさせてもらって増収増益いう、このたびなんかはマツダ関係が増収増益いうてどんどんどんどん報道されております。合併して以来、16、17、18なんかの法人税の収納状況を見ながら、19年と18年は10%だったですかね、というような形で上がってきてるのうというような見方で、過去の収納状況と今のような報道の関係等を見ながら、ほいで19年度の申告の状況を見ながら推計でやっております。余りにも景気がよかったもんですから、決算が増収増益いうて去年の倍だとかいうて新聞に載ったりしてありましたんで、これは20%ぐらいいくでというんで法人は増収の予算をしたわけでありまして。

固定資産税の件ですが、評価の見直しを行うのに、全市、宅地、雑種地の調査をさせていただきます。統一することはええことじゃいうて褒めてもらったこともありますし、何しにうちの家に来るんかと、立会させえいうて立会をしてもらって、かなり意見をいただいたというようなこともあります。賛否両論ありましたが、統一をして課税するのに必要なんですという説明をしながら理解を得てきておるように思います。これから、本年は現況調査した結果で、今度うちの課税しとる内容とちょっと違う人について折衝していかなければいけません。そんな準備を本年やるんですが、そのときに相当な御意見をいただくんじゃなかるうかというふうに想定をしております。

固定資産税の増収要因について、家屋が新しく建った分があるがどの程度か言われましたが、ほぼ90%ぐらいがその要因の中にあります。ほとんどそのおかげで、家屋についての増収はその建物が要因だというふうに思っております。

次に、償却資産の増収ということですが、これも18年の償却資産の申告の状況、17年の申告の状況、それと報道関係による設備投資がどんどんされよると、このような報道が、やはり去年の春先ごろにはどんどん新聞をにぎわしておりました。おとどしぐらいからどんどん設備投資、設備投資ということが言われて、その影響も19年の中での申告にはあらわれてきました。この分なら19年度中にも設備投資がされるだろうというところで増収の予算を見込ませていただきました。以上であります。

亀岡委員長  
岡田委員

岡田委員。

関連するんですが、今からの財政計画をするのにこの間も方針を述べられたんですが、まずは人員削減じゃと、だけどこれ、滞納も大事な財政計画の中に入ると私は思うわけですよ。これまでもいろいろプロジェクトチームを組んでやられて、そういう形を継続しよる。ここらでやっぱし考えを、何年もやったが余り進歩ないというのが現状ですよ、合併4年目でも。ですから、今滞納の金額が7億5,000万円ぐらいいろいろな形であるわけですが、額の多いのは住宅関係の3億5,000万、焦げつきそうなんがいっぱいあると言われるんですが、この整理に向けては臨時

の職員1人少なくされてるんですよ、実態は。ですから滞納整理をやるやるいうて市長初め皆さん言うてんですが、言うてのことと人を減らすいうのと、ここらはどういうふうに考えてとってですか。まずそこをお尋ねいたします。

亀岡委員長  
田丸総務企画部長

田丸総務企画部長。

住宅の貸付金については人権推進課のほうで業務をやっていただいておりますけども、4月より確かに、あれは派遣職員という形で、いわゆる臨時職員であります、それを1名減にしております、実際。確かにその方が通常の業務の中で大きな戦力を得ておったことは間違いなさだろうというふうに思いますけども、29名の、ある意味ではそういった事務補助員さんを削減することによりまして、ちょっと詳しい数字は持っておりませんが、5,000万円余りの一般財源を減じることができたわけでありまして。

そういったことを全体で見ても、先ほど申し上げましたように、職員が定数の補充によって減になれば常にそこに臨時職員さんをあてがっていくと、こういった構造では、いわゆる私どもがいつもにらんでるのは、合併後15年たったときには3万2,000人のいわゆる合併の効果は一切ない普通の市になるわけでありまして、したがって、そういう構造は断ち切っていくと、これはもう財政的に成り立っていかないと、これはもう明々白々でございますので、したがって、確かにしんどいことではございますけども、例外をなくして御無理をお願いして頑張っていたらというところでございます。

亀岡委員長  
岡田委員

岡田委員。

それは人を減らした分の金額はすぐそれだけ出るわけですよ。ただ、滞納を、今は住宅資金のことだけ言いよるんじゃないですよ、今全体での滞納の克服についてのこの問題を取り組むのに、人を減らしたメリットは5,000万円すぐ出てくるか知らんけども、銭金の算入だけでこの克服ができるような問題ではないと思いますが、担当課のこの滞納整理の担当されとる人の苦勞というのは十分わかりますよ。ですから、これまでどおりのやり方を改めるなら、例えば同僚議員が社会状況がどう変化してきたとるか、個々の収入がどのようになってるか、そのデータも当然早く市民にも知らせる必要もありますし、滞納されとる方の状況はどうなのか、個人名は出されませんよ、そりゃ個人情報のその問題は出されませんから、何人に貸し付けた金は何ぼ滞るとる、催促は何遍してまだこういう状況、こういうケースを明らかにすることが大事じゃないんですか。A、B、C、Dってずっとアルファベットで出して、住宅資金の問題の貸付金がこうなるとる、固定資産税の分がどうなるとる、それは重複されとる方もあろうし、どうだろうかと、こういうようなことを明らかにすることによって、これは前にも私言いましたけども、貸し付けたお金ですからね、徴収業務は徴収業務でね、前の戦前の「徴集」という字がありますけども、取り立て屋じゃないんですよ、貸しとるんで

すから。ですからそこらも借りとるほうの意識も変えてもらおうと。税を納めてもらうほうも変わる、税をもらいに行く役場の職員の方もどういう状況じゃというのを認識をしながら、どうすればこれが払ってもらおうかと、そこまでやっぱり御苦労ですが発想を変えて取り組みを強化しないと、時効が来たら民事訴訟で、破産がしたらこりゃあ不納欠損で落とすと、これじゃあね、これこそ世間に笑われるんじゃないですか、どうですか。

亀岡委員長  
藤川副市長

藤川副市長。

まず、住宅改修資金ですよね、これは岡田議員さん御存じのように、各市町で合併前からいろいろな歴史があると思います。通常、世間一般で言われております金融機関での不良債権は、そことの差は、市町の場合は貸し付け条例ということですよ。そこで、合併する以前と合併後との流れも飛躍的に回収が上がったという事実はないわけですよ。ということは、そのときの時代のそういった背景での生活環境改善等いろんなことを含めての貸し付けがあったのが事実です。そこで債務者、連帯保証人、それぞれ連ねて貸しておるわけですね、各町とも。確かにまじめに公平に公正に償還をしていただいとる方もおられます。そこが問題なんですよ。全部払うてくれりゃあもう見やすい問題なんですよ。民法上でいえば10年で時効になるわけですが、その時効切れを切り返しながらかの安芸高田市は実際的な実施しておると思います。時のそれぞれの町長さんも、これははっきり申し上げて先送りされとるのが私は実態だろうと思いますよ。

ほいで現実問題、私も、先ほど言われましたように担当課に、A、B、Cで分けて、債務者が死亡の場合、相続人がおらない場合、そういう全部仕分けしなさいやと、その中で司法的に弁護士に相談して、これは子々孫々までこの相続というのは続くだろうと思いますが、そこで政治的判断で、もう当人がおらない、連帯保証人もおらない、そういうものは議会に実態を申し上げながら分母と分子の関係を説明して減少するようにしていかないと、いつまでもこの3億4,000万というのは引きずっていつとるんが実態なんですよ。そういう指示を私はしとるんですよ。原課の方もしゃきと受けて、そのA、B、Cを、生活困窮者はなぜ払えないとか、そういうのは明らかにしなさいということは私は言うてとるんですよ。ほいで実際に調定額も、もう取る気がないような調定金額を毎年繰り返して上げとるんですが、そういった措置をしない限り、この回収資金は私個人ではもう解決はつかないと思っております。そこで、その実態を明らかに公表しながら皆さんの御理解を賜っていくしか方法論が今のところは私はないと思うとります。

それと税金については、いろいろな御意見言われますが、県内の市町の実態等の98%以上の本市も徴収はしとるんですよ、現実問題。先ほど言いましたように、国保税にしても目標数値を95%にしましょうと、それをしたら2,000万の報償金もいただけますということで皆頑張っ

てくれとるんです。実際に悪質で金額はあっても払わないものは法的措置をなさいと私も指示しておりますが、現実問題、困窮者もおられますし、行方不明もおられますし、そういった話し合いの中で連絡会議をしながら進めておるのが実態です。ほいで、民間みたいに役所の職員が行って、夜中にドンドンドンドン戸をたたいて取り立ても方法論はあるかもわかりませんが、現状の範囲内では徴収専門官の例を倣いながらやっとなのが実態なんですよ。じゃあそれ以上のものは何か、皆さん言われます。それを今、知恵を出しながらやりよるのが、これが本当の実態なんですよ。

今、税務課長が言いましたように、できるだけ滞納分を送らんように現年度分を徴収しようということ、今、全力を挙げてくれとるわけです。滞納へどんどんどんどん送ることによって、この滞納分が徴収率が非常に悪いと、20%までいけばいいとこなんですよ、それぞれの分野でね。現年分を98.5なら98.7にするとか、そういった地道なものによって送る分を減しながらやるというのが、今の社会情勢の中で一番の徴収率のアップと、次年度以降へ送るとというのが少ない金額が来るということです。そういった努力はしよるわけです。

今の住宅改修の分についても、そういった各6つの町の実態を安芸高田市が引き継いでおるわけです。議員さん方もいい方法があれば教えていただきたいんですが、うちのほうも弁護士、研究させに行っとるんですよ。先ほど言いましたように実態の分析をして、それをどのように処方していくかということを今、嚴重に注意しておりますので、それをいずれかの時点は早々に分析したものを議会の皆さんにお示しをしながら、その実態を理解をしていただきながら、あとは政策的にいろいろ判断なり決断を仰ぐ時期が参ると思いますので、ひとつその点は御理解のほどをお願いいたします。

亀岡委員長  
岡田委員

岡田委員。

それは決算のときもあろうし、またいろいろな機会、また私の考えは申し上げますが、予算書で、税務課だけじゃないんですが、このコンピューターのシステム開発というか、税制での変わった場合ですよ、委託料として、総務部長、全体ではどうですか、税法が変わって固定資産税の税率が変わったと、あるいは法人税の税率が変わった。すべての手法が法律に基づいて変わったときに、委託料がその都度ケース・バイ・ケースで違うでしょうが、今までの4年間の中で、その委託料、コンピューターのソフトのかえですよ、委託、今からどんどんどんどんふえると思うんですが、全体でどのくらい要りようりますか。

亀岡委員長  
田丸総務企画部長

田丸総務企画部長。

電算にかかわりましては、59ページの委託料で4,300万余りしておりますけども、これは新規の委託等を含めての金額です。現実には、いわゆる法の改正の状況によって違いますし、さらには後期高齢者のように新しい制度ができてぽっこんと1億要るとかということがありますので、

それについてはなかなか今後どうなるかということについては推測することは非常に難しいでしょう。ただ、いわゆるもうコンピューターの時代でございますので、そういった意味では今後この経費がふえていくということは十分想定はできます。そういった意味で、今後その経費を削減する方策をどのようにしていくかということは、当然早い段階で検討していく必要があると思います。特に電算システム等を新しくすることになれば、それは共同という方法もそうでありましょうし、またはメーカーをかえるということも含めているような手法が考えられますので、それはこの1年かけてしっかり検討すべき課題なんだろうというふうに思っております。

亀岡委員長　　ちょっとまだこの件、続きそうな感じがしますので、ここで、岡田委員の質疑が午後あるということを前提に、午後1時までを休憩にしたいと思います。ですから再開は1時ということになります。

~~~~~

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~

亀岡委員長　　それでは、再開いたします。  
休憩前に引き続き、岡田委員の質疑をしてください。  
岡田委員。

岡田委員　　ソフトの委託料の問題をお尋ねいたしましたんですが、普通、土木事業にしても建設にしても入札ということがよく、それで必要経費の設定をされるんですが、このソフトの場合は機種が決まっておりますし、それからいろんなソフト会社に入札いうのも、ソフトやりよるところへは出されるんでしょうが、往々にして業者の言うたとおりの委託料というようになりがちではないかと、素人でございますが、それ思うんで、これからこれだけいろいろ時代が変わってシステムが変われば、全部ソフトのやり直しという経費が将来にわたってはかさむんじゃないかというように見通すんですが、市として適正な料金かどうかいうのを考える場合に、専門的な人をやっぱり将来的には雇用する必要があるんじゃないかと思うんですが、その点はどのように考えておってでしょう。

亀岡委員長　　田丸総務企画部長。

田丸総務企画部長　　確かに電算の世界というのは、ある意味で一回その業者にソフトを組んでいただいておりますと、次の改正のとき、全面改正なら別段それは違うと思いますが、一部改正のときなんかは他の業者が入ってくるというのは非常に困難な状況になります。そういった意味では、どうしても一回お願いした業者さんに引き継いでお願いをしていくという形になります。御指摘のとおり、これまで私どもも、電算室にいつもこれを専門にということでの職員を抱えておりますが、日々の業務に追われておりますので、それと常に最先端の情報等をなかなかやはり手に入れる立場にもないということで、そういった意味では、そこらの課題をこ

の間、問題意識として持っていたというのはございます。

そうございましたので、今年度、ITのコーディネーターということで、これは午前中にもちょっと申し上げましたけども、電算の切りかえの時期に来ているということで、将来の方向を整理をすると同時に、システムのいわゆる一部変更ですね、ソフトの変更ということ等、当然見積もりをいただきますけども、その見積もりのいわゆる単価なり、または何人工程という、何人がかかわっていきますよというものがございますけども、そこらあたりが適正かどうか判断をする能力がある人をお願いをして御指導をいただくというふうな体制にしております。このことによってすべてが解決するとは思ってませんけども、ある意味では適正なやはり委託料に、より近づいていくんだらうというふうに考えております。

亀岡委員長  
岡田委員

岡田委員。

今ではそういう方針ですということはわかったですが、私が変わつとる言われりゃあそうなんです、コーディネーターをお願いしてやるという方法もあるでしょうが、これもね、こういう世の中のことでですから、適当な値段だらうといっても、どっちかといえば職員としてその専門の職員がうちの職員の中から育てばそれにこしたことはないんですが、雇用されて公務員として市民の税金を使うと、いかに安くするかという立場のもの、いろいろな情報をコーディネーターで集めてやるというのは、ちょっと僕の考えは、甘いじゃないか思うんですがね、今、部長が言われたのは、将来的にやっぱしそういうのを育てていくほうがメリットのほうが大きいような気がするんです。それはまたの機会にしましょう。

固定資産税の評価がえに基づいて去年、おとどしずっとやられて、その結果がいつかの資料の、私いただきましたけど、8,000筆ぐらいですかね、合わなかったということがありまして、21年度には間に合わんということでおくれるんですが、前にも言ったろう思うんですが、課税台帳と合わなくても、現況評価の時点で宅地なら宅地、これに対しての、建物は建物に対しての適正な課税ですよね。これは話し合いによらなくてはできないというものじゃないと私は思うんですが、そこら、担当課としてどのように考えとってですか。

亀岡委員長  
山本税務課長

山本税務課長。

現況を見てこっちが一方的に課税はしてもいいということでありますが、それは8,000筆ぐらいの食い違いというのがあって、1筆が全部違うとるんならそういうことも可能じゃろう思うんですね。しかし、家の裏の何ぼかを埋め立てして、全体の3分の1なら3分の1ぐらいその筆を埋められとるんじゃないかということになれば、面積の確定の問題なんか当事者とあろう思うんです。こっちは調査の時点で計測機器で、十分でないもんで大体このくらいになるというものは持つとるんです。そこら辺で、面積の確定とかなんかの話を納税者の方とつけていく必要があるというふうに思うとるわけですね。中には農業委員会へ届けて埋められた方

もあろうと思うんです。それは地目変えんでもいいですわね。そういう  
なんで届け出等の関係、ほいで面積等の関係でそれぞれの家で事情があ  
るいうふうにこっちは思いよるんです。それらはやっぱり納税してもら  
う中で話をしていきながら理解を得てやっていかなければいけないとい  
うんで、ちょっと時間が要するというふうに判断したんです。以上であり  
ます。

亀岡委員長 ほかに。

岡田委員。

岡田委員 じゃあそれで、その8,000筆余りのが全部そうなんですか、話し合い  
をやらなければ解決せんような問題ばかりだと。

亀岡委員長 山本税務課長。

山本税務課長 全部が全部ということにもならんものですが、大方がそういう格好のよ  
うな人が多いいうふうに思うとるんですが。ほいで、行って調べて見て  
いると埋めておられたという分なんかは農業委員会なんかで届けて埋め  
られておりますんで、そういったものの変更については現状に合わせて  
ここ毎年変えていきよるのはいきよるんですが、どうも部分的な部分い  
うのはそういう格好になっとるということです。

亀岡委員長 ほかに質疑ありませんか。

金行委員。

金行委員 1点お聞きします。財政健全化10年計画においても、副市長がそうや  
って税のあれがいろいろ辛苦されとるということは私はよくわかるし、税  
はもらわなければいけんし、今、昨年来より、担当課長さんに聞くん  
ですけど、専門員さんを置いて本年も何ほかの予算を組んでございますが、  
その専門員さんは、私は非常にこの効果が出とるんじゃないかと認識し  
とるんですよ。一緒にともに行動されて数字的にも上がとるような感  
じですが、そこらはどういう効果が出とるんかが1点と、あと、方法論  
として、この専門員さんを1人より2人がいい、2人より3人がいいって、  
それはまた銭をかければいいものではないんですけど、そこらの考えを  
どう考えておられるか、その2点お聞きします。

亀岡委員長 山本税務課長。

山本税務課長 専門員さんの効果はどうかということなんですが、確かに効果のほうは  
上がっておりまして、うちの職員のノウハウもありまして、そこらがう  
まいぐあい合って徴収の収納率のほうも、5月末の時点ですが、昨  
年と比較して全部の税で率が前年度を上回るというような結果になっ  
ております。増収の部分も前年度の税率と本年度上がった税率で計算した  
んですが、2,500万円は現年分で増収になっとるいうふうに思うとります。  
精査すればまだもうちょっとふえるんじゃないかと、3,000万  
近くいくんじゃないかと、というふうに思うとります。

ちなみに途中の率なんですが、一般税で19年は98.2%になっておりま  
す。18年の部分では一般税で97.6%であります。0.6%の増ということ  
であります。そういうふうな状況で2,500万くらい増収というふう

今のところ判断しております。

徴収専門員さん、ではそういう人をどんどんふやしたらいいんじゃないかということですが、それぞれ徴収にはノウハウがありまして、このやり方あのやり方いうて、やり方にもいろいろあります。息の合った専門官の人がどんどんふえてもらえばそれはええと思うんですが、やり方がちょっと違えば、どっちにしても収納率は上がると思いますが、そんなにいっぱいふやしてもどうかということはありません。それぞれの、税に限らず他の費目、他の債権について、それに精通した人をどんどん雇えば、それはまた違った効果が出るかもわかりませんが、税務課に専門官をどんどんふやしても効果のほうはどうかのうというところはありません。以上です。

亀岡委員長  
穴戸委員

穴戸委員。

国が三位一体改革ということで国の支出金を減らしたり地方交付税を減らしたり、そのかわり、税源移譲といいますかね、財源移譲、そういうような形で三位一体改革をしておるんですけども、これによって地方交付税がどんどん減らしていかれるという中で、私は、安芸高田市だけじゃないとは思いますが、自治体の財政的な危機が来つつあるというふうに思うわけです。それだけ、今までの地方自治体の運営といいますか、経営といいますか、あり方が変わってくる。できるだけ財源を確保する、手数料も含めて、いろいろこのたび予算にも計上してありますが、広告による手数料みたいなものを集める、こういうことも工夫されなくちゃならない。自主自立といいますか、地方自治体が今まで国を頼りにしておったのが内容が変わってくる、あり方が変わってくるということになりますと、なかなかそれぞれの自治体で知恵を出さなければいかんというふうにも思います。中でも財源の確保で一番重要な位置を占めるというのは、やっぱり市税だろうと、こういうふうに思うわけがありません。

そこで、昨年、恐らく安芸高田市は、職員のこの配置を見ましても、そういった財政的危機を乗り切るための徴税吏員といいますか、賦課徴収職員を確保して体制づくりをされたのではないかというふうに私は考えておるわけでありまして。ですが、この配置表を見ていまして、それだけの人材が確保されて昨年はおったにもかかわらず、今回は減員されとるんじゃないかというふうにちょっと感じるわけです。そこらの点どうなのか、一つ確認をしておきたいというふうに思います。それをお聞きしたいのが一つ。

もう一つは、この税源というのはこととして終わるわけじゃなくて、毎年毎年徴収していかなくちゃならない、こういう状況にあるわけです。継続性が特に大事だというふうに思います。ですから私は、今現在職員さんがおられるのは当然それで頑張ってもらってやっていただいておりますけれども、継続性があるということから、私は人材を育成していく必要もある、専門員を置いておられるように、専門的知識がこれからは強く

特に要求されてくる時期だろう、時代にあるんじゃないかと、こういうふうと思うわけです。よって、専門的知識を持っておられる専門員さんの位置づけがあるんだろうと思いますが、いつまでも専門員さんを置くということにはならないかもしれません。そういうことから考えても、特に私は人材育成というのは今からしておくべきだろうと、こういうふうに思います。行政運営をしていくのに財源がないとなかなか物事は動かないというのは当然でありますので、そこらの点について2点目をお聞かせいただきたい、こういうふうに思います。その2点、とりあえずお願いいたします。

亀岡委員長  
廣政市民生活部長

廣政市民生活部長。

確かに国のほうも三位一体の改革の中で、一つとしては税源移譲という一つの形をとってこられました。普通交付税のほうは普通交付税の改革ということでもありますから、ただ、おっしゃるように市の自主財源をいかに確保するかということは最も大切でありますし、冒頭申し上げました一般財源の占める割合とか、それを高めていくことは、まず大きな一つの自主的な財源、自主財源を広げることだろうと思います。

その中で、市税の中に、やっぱり先ほど出ました固定資産税適正化事業、これにつきましてはそれぞれ御承知のように家屋、土地償却に賦課をする形でございますから、特に土地につきましては景気に左右されない一つの大きな自主財源でありますし、そういった面では今後この適正化事業によって早くこの現況に合わせた課税をしてまいりたい、原課のほうではこのように考えております。

専門性の話でありますけども、この滞納整理にかかわらず、福祉の事業、行政一般にそうだろうと思いますけども、国のほうでもいろいろこの制度改正というものは進んできておまして、ある程度、福祉面におきましても市民関係につきましても、いろいろこの制度改正というのが今多分に出てきております。そういった面では、住民サービスの一つのより一層のサービスを持っていくためにはある程度の専門性も必要だろうと、私のほうの部としてはそのように考えてます。そういった意味では人材の育成というものを研修等にもある程度行かせておりますし、そういった面では原課の課長も、それぞれ税務から戸籍関係、それぞれ福祉関係、研修等には参加をして、ある程度の専門的な形の認識の持ち方というのは研修を重ねて人材育成を図っていくという努力をしておりますので、その点は御理解いただければ、このように思います。

亀岡委員長  
穴戸委員

穴戸委員。

努力されておるといのははっきりとわかるわけですがけれども、昨年と比べて今の賦課徴収吏員が減員されておるのかどうかということもお聞きしたんですけれども、人数が少なくなっておるんじゃないですかということを。

亀岡委員長  
廣政市民生活部長

廣政市民生活部長。

これは先ほど総務部長のほうで申し上げましたが、この4月からある

程度、派遣職員、臨時職員は一応削減という形で、これは聖域がない職場でございまして、そういった点では人数は減っております。

亀岡委員長  
穴戸委員

穴戸委員。

滞納整理といいますが、一たん滞納しますと督促を第1回しなくちゃなりませんね、それから今度は催告をどんどんしていくということになるんでしょう。そうした流れの中で、今、先ほどのほうから答弁がありました。現年度を中心にやっていると。しかし過年度分が、年々経過することによって、さらに納付するチャンスが少なくなるんじゃないかというふうに思うんです。そうしたときに、現年度を徴収するっていうことは当然であります。過年度をどうするかというのが、ここが相当の職員さんとしては技術が要するだろうと、こういうふうに思うんです。つまり、納税の義務というのは当然あるわけですけれども、そればかりじゃ、法的根拠だけじゃ、これは徴収が難しい。私も過去何年か徴収、滞納整理も行かせていただいた経験があるわけですけれども、やっぱり人間関係というのが大きく徴収には影響してくると、私はそう思うんです。そういうことを考えたときに、私が職員の知識を高めるための人材育成と言ったのは、ある程度職員の人数を確保しながら、過年度分の整理をしながら知識を高めていく人間関係をつくっていくということで、私はこの財源危機に直面しておる自治体の中で、特に職員を減らすということは大事かもしれませんが、私は継続性の意味から見て減員すべきではないんじゃないかというふうに思うんですが、いかがお考えでしょうか。

亀岡委員長  
藤川副市長

藤川副市長。

穴戸議員さんは職員歴が長くて、もう随分承知の上でお聞きになっておられるんだろうと思いますよね。要するに、税徴収職員だけをふやしてそれが増収につながれば、もうとっくにあそこへ増員しとると思うんですよ。そこで、先般来から私が言ってますように、そういった戦略、やり方に精通した人を専門徴収員で雇用して、そのやり方、手法を今まで見ますと、督促なり催促なり、家庭訪問までようやく税務職員がそのレベルまで達しましたと。あとは法的措置も研修しながら今進んでいきよるんです。先ほど税務課長が言いましたように収納率もアップしとるって言いよるんですよね。そこらは理解をしていただきたいと思います。

それぞれの徴収するところで適材適所がありますが、我々ヒアリングの中で、可能な限りはそういった意見は考慮して配置はしておるつもりです。しかしながら、やはり本人の努力も要りますし、先輩なり同僚の手助けも要ります。そういったところで乗り越えながらそれぞれ各自職員が成長してくれないと、どの職場へ行っても私は同じ環境だろうと思いますね。そこらはひとつ厳しい中ですが御理解をお願いいたします。

亀岡委員長  
穴戸委員

穴戸委員。

藤川副市長さんの考えはよくわかるんです。ただ、私が申し上げたのは、特に財源的に危機状態にあるような市として、そこらの強化は特に

される必要があるのではないかということをお聞きしたかったです。その点どうですか。

亀岡委員長  
藤川副市長

藤川副市長。

表現の仕方で危機的な状況というて、その表現がいいかどうか知りませんが、一般財源の確保というのは、確かに税収は自主財源としては一番です。その前にも、御案内のとおり交付税措置というのが全国各自治体どこにもそういう措置がございます。要するに、標準財政収入額、それと財政需要額の差額というのは、全国津々浦々どこへ行っても満遍なく行政展開をするということでそういう交付税措置というのがあったわけです。それを税源移譲等で交付税を減らしますよといいながら、現状ではなかなか地方の格差ということで、今、地域再生とかいろんな措置で交付税は何ほか措置していただいております。きのうもありましたように、そういった交付税は、我々の中山間地のこういった小さな自治体というのは当然希望して、それを頼りにいうんですかね、当然それはもう私たちは頼らざるを得ないと。その中で自主財源の確保というのは掲げております。それが10年の推計なんです。歳入でどこの部分がどれだけふえるかと、歳出でどの部分がどれだけ可能な限り削減できるかと、その収支をもって政策経費がどれだけ充てられるかというような推計を立てとるということなんです。そこはひとつ理解をしていただきたいと思えます。

亀岡委員長  
穴戸委員

穴戸委員。

それは今までのあり方だろうと、こういうふう思うんですね。これからはやっぱり国の支出金とか地方交付税を、ここの施政方針の中にも市長さん書いておられますが、国や県へ余り頼ることなく努力をしていくということも書いてある。そういうことも考えたときに、財源が年々減らしていけるような状況の中では、ある程度早くから職員みずからがこのことを考えながら行財政運営をしていくということが私は必要なんじゃないかと。いきなり切られてもう将来は、先はわかりませんが、年々減らされてくる可能性が高い中では、そういう意識を持って職員は今から準備をしておくというのも私は大事なことなんじゃないかと、こういうふう思うんです。そこらについてどうお考えでしょうか。

亀岡委員長  
浜田市長

浜田市長。

この問題、先ほど人材育成と言われましたけど、確かにこれは大事でございます。いわゆる職員の意識改革を含めたこの人材育成がないと、これからの行革はやっていけないと思っております。ただ、さっきおっしゃるこの税だけとらえてる分じゃなくて、その税というのはやっぱり、さっきの住宅の問題にしても長年、先輩諸氏がいろいろ努力されてきたなかなか成果が出にくい問題だと思うので、こういう税を取らないという意識はないんで、そういうようなバランスの問題で市も努力してるんだと、こういうことがないと、税を払うのばからしいなというふうになっては困るので、こういう体系でとらえてもらいたい。ここでこれを

やったから財源が楽になるというんじゃないに、全体的な市民の方々のちゃんと税は払わないといけんだというようなムードづくりが大事なんであって、そういう見解。

ほいで、今、先生がおっしゃるようないろいろなのは確かに必要ですけど、全般を含めた、私を含めた人材育成、意識改革が、これからの財政計画、これからの地方財政の運営にとって大事だということで認識しておりますので、御理解を賜りたいと思います。そういう意味で今後の人事とかそういうものは対処していきたいと。新たな気持ちになって、今まで補助金もろうてから7割補助があるからいいとか、そういう簡単な気持ちじゃなしに、お互いが自分の家庭と同じような気持ちになって財政運営をやっていきたいと、こういう職員一丸となってこれからも頑張っていきたいと、かように思っていますので、おっしゃると同じかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

亀岡委員長 ほかにありませんか。

入本委員。

入本委員 私は予算書の中の数値のほうで伺いたいと思いますが、まず、犬猫の狂犬病の件ですが、現在、昨年でしたけど、狂犬病というのは死に至るといことで、死に至りながら狂犬病の注射の状況は100%でなかったというふうに聞いとるわけですが、それに対する現状の把握と、この予算内での執行の上における啓発運動等を含めた答弁をお願いいたします。

亀岡委員長 久保市民課長。

久保市民課長 狂犬病の予防注射についてでございますが、おっしゃっていただきますように、飼う者の責任として、かわいかわいといいながら注射も受けなくて飼っておられる現状がないかといえば、それは違うと思います。どれだけのものかというのが現実的にちょっと今数値で示すことはできないんですが、やろうとしてることというのは、実際に注射を受けておられる方を振り落としていってというふうな細かい作業を、今からになりますけどやっといこうと今しております。そういう状況でございます。

亀岡委員長 入本委員。

入本委員 課長さんもこの春の人事異動で新たに取り組まれると思われませんが、その点、やはり狂犬病というのは死に至る病気であるということを念頭に置いて取り組んでいただきたいことを、狂犬病の予防注射に対しては要望しておきます。

それで、121ページの犬猫の搬送業務がございますけど、これは現在委託されているようになってますが、捕獲並びにその委託先はどこかと、それからどういう状況の搬送の回数かと、それから苦情とか被害とかの対応は当然職員がされていると思うんですが、ここには犬猫とうたってありますが、それ以外の状況はないのかあわせて伺います。

亀岡委員長 暫時休憩いたします。

~~~~~

午後1時34分 休憩

午後1時50分 再開

~~~~~

亀岡委員長

再開いたします。

先ほどの入本委員の質疑に対する答弁を求めます。

久保市民課長。

久保市民課長

犬猫搬送委託先でございますが、高宮支所とシルバー人材センターが契約をいたしておりました。業務といたしましては、高宮支所に持ってこられた不要犬なりを定点回収をする車、先ほど日通とかというようなのが聞こえてたかと思いますが、その定点と言われるところまで搬入していただく作業の委託をしておりました。

それから苦情についてでございますが、いろんなケースがございますが、基本的には原課、それから関係課で連携をとりながら対応をいたしております。

それから搬入するものとしては、犬、猫のほかにはございません。以上でございます。

亀岡委員長

入本委員。

入本委員

苦情の状況、被害状況、犬とか猫のは現段階では入ってないのか、その他の今のものについての苦情とか、物があつたときの対応はどこがされるのかお願いしたいと思います。

亀岡委員長

久保市民課長。

久保市民課長

特段、私ども原課では被害の状況というふうなことは入ってきていないですが、御質問があるということは何かあるというのを私どもが把握をしてないということであれば非常に申しわけないと思いますが、そういうことが出てきた場合は、もとの置かないですぐ対応しているというふうに思っております。

亀岡委員長

入本委員。

入本委員

今ペットが多様化して、いろんな状況、ハチとか蛇でも出るんですが、市長さんに伺うんですが、市長さんのマニフェストの中にすぐやる課というのがありましたが、市民のところこういう被害がペット関係等出るとか、こういうものが可能性は非常に現在、イノシシとかシカというのは別として、どういう位置づけでこういうものも含んだ形で対応を考えておられるのか、そのあたりの見解をお願いしたいと思います。

亀岡委員長

浜田市長。

浜田市長

今後の組織改革を含めて、簡単な維持補修とか電灯とか、先ほど入本委員さんのおっしゃるようなこういうような犬猫の問題とか、こういうものを扱う課にしたいと今は思っています。ただ、今の現況の仕事の状況とかいろんな予算とか、そういうことを今詰めてますので、早い時期に業務としては、私の気持ちとすればそういうものを対応していきたいと、かように思っています。

亀岡委員長

入本委員。

入本委員 85ページの補助金で女性会の補助金とありますが、女性会の現状で各町の分配金、各町の登録人数と活動状況の位置づけでこういう分配金を予算をされと思うんですが、それについて状況を、この積算の根拠の説明をお願いいたします。

亀岡委員長 毛利人権推進担当課長。

毛利人権推進担当課長 市女連の補助金についての助成の内訳について御説明申し上げます。市女連には、本年度166万9,000円の総額を一応予算化はしております。基本的に市女連のほうでは各町へ対して均等割ということで27万5,000円掛け5町分、それから会員1名に対して150円の助成、そういう形で各町の分配金を決めておられます。ただ、甲田町につきましては19年度で女性会が解散されたということで、一応市といたしましては166万9,000円の補助を予算化しておりますけれども、申請段階においては、そこらの全体を精査いたしまして補助金の額は決定するように考えております。

亀岡委員長 入本委員。

入本委員 男女共同参画との関係からしても、この女性会の位置づけは私は非常にウエートがあると思うんですが、甲田、私の地元が女性会がなくなったという原因については。また、将来の位置づけはどのように考えておられるのか伺います。

亀岡委員長 毛利人権推進担当課長。

毛利人権推進担当課長 女性会については、女性の地位向上、男女共同参画社会へ向けて、今さまざまな研修会なりいろんな協議も行われていることだろうと思うわけでありまして。自主団体であるということから、ぜひとも市といたしましては女性連合会に頑張ってもらって、市とともに男女共同参画社会を目指して、ともに手を携えながらその方向に持っていきたいと思っております。ただ、今、振興会のほうでも女性部というようなものも発足してから、高宮なんかは、振興会に組みしてるけれども市女連活動は実施するのだという形で存続されているようなことも聞いております。そこでぜひとも、地域の実態としてはさまざまな集金活動をするとか、あるいはまた子育てとか、あるいはまた経済的な変更の中で業務が非常にふえる中で、女性会員の皆さんが地域から離れるという部分はありますけれども、市の思いといたしましては、市の行政とともにやはり自主活動としてぜひとも連携をしながら、ともにやはり一つの方向を目指して頑張ってもらいたいというふうな思いでおります。

亀岡委員長 入本委員。

入本委員 今言われるように、女性部の、男女共同参画女性会の分ですね、人数の件がちょっと発表がなかったんですが、市としては女性会を支援するのか、振興会の女性部のほうでいくのか、両方するのか、そのあたりの位置づけははっきり、やっぱし市としても補助金を出す以上は方向づけが必要かと思うんですが、そのあたりはどのように分析しとられますか。

亀岡委員長 毛利人権推進担当課長。

毛利人権推進担当課長 個々の加入数を見ますと、八千代が202名、美土里が351名、高宮が

456名、甲田はなくなりましたので、向原町が50名でございます。吉田についても解散しておりますので、今4町が市女連に加入しているということでございます。4町でございます、甲田が解散しておりますので、

亀岡委員長  
入本委員  
亀岡委員長  
毛利人権推進担当課長

入本委員。

正式に女性会の数の訂正発言を求めます。

毛利人権推進課長。

市女連に加入しているのは4町で、八千代、美土里、高宮、向原の4町で構成をしております。

それから先ほどのお尋ねでございますけれども、市としては市女連に対してどのような形で応援していくのかということでございますが、振興会と女性会のあり方、そういうことも分析はしていませんけれども、先ほども言いましたように自主団体でありますし、やはり地位の向上、男女共同参画社会に向けての歩みというものが行政とも同じ形で、やはり方向性は同じでございますので、今後とも市女連にも、助成といえますか、応援というのは行ってきたいという、そういう思いであります。

亀岡委員長  
入本委員

入本委員。

吉田の脱会は時期はいつなのか、甲田の脱会の理由はどの程度の意思の疎通を図って理解されてるのか、そのあたりを伺います。

亀岡委員長  
毛利人権推進担当課長

毛利人権推進課長。

吉田町につきましては18年度末でございます。甲田町につきましては19年度末というふうに理解しております。

〔脱退理由の答弁の声あり〕

亀岡委員長  
毛利人権推進担当課長

毛利人権推進課長。

脱退理由につきましては、集落において、先ほども触れましたけれども、やはり若い方の加入というのがないという、子育てに忙しい部分や、あるいはまた物品なんかの販売の取りまとめ等も、同じ女性会のほうでやるというようなことから煩雑になってるということで、そのような時間的なものがないというような、そういうふうな中で解体されたのでなからうかと理解しております。

亀岡委員長  
入本委員

入本委員。

補助金団体に対しては常に市のほうに報告が上がってきて、それを吟味して補助金を賦課されてると思うんですよね。そして現在、人権におられて男女共同参画の位置づけの中で、こうした去年、ことしというふうに年々減っていくという状況にあっては、やっぱり補助金を出す趣旨が薄れていると、また、市の支援が足りないのではないかと思うんですが、今後こうした公平とか平等とかいう発言の中で、この女性の位置づけをどのような形で男女共同参画の啓発運動にどこを軸にしてやられようとしてるのか伺います。この女性会そのものは、本来担当課とすればあんまりウエートがないように私は思うんですが、そのあたりについての御意見を聞かせてください。

亀岡委員長

毛利人権推進課長。

毛利人権推進担当課長 先ほどお尋ねでございますけれども、今の人権問題、さまざま国内における同和問題を初め女性問題、それから青少年、あるいはまた高齢者の虐待等々さまざまにあるわけですが、我々が、一つ人権フェスティバル、あるいはまた男女共同参画の講演会なりそうしたイベントをやる上においても、実行委員会を立ち上げてから実施する、そのやはり主たる構成団体には女性会入っていただきまして、行政の思いというものを受けて、やはり女性のほうも自主活動の中でそうした協力を得て、そうした大会に動員もしていただき、効果がある学習会もやっているということでありまして、市のほうが女性会をなおざりにしているということではありません。協力をしていただいて、一つの目的を持って事業実施をしているという、そういう現状でございます。

亀岡委員長 入本委員。  
入本委員 動員とか学習会いうても、会に入らんと人は声のかかりようがないんですよ。そのあたりの対応が全く今のように出てこないじゃないですか。アバウトに言われるんじゃないかと、6町あって6町に対して分配して、分配のないところはそれじゃあどのようにして動員とか学習会をするんですか。

亀岡委員長 毛利人権推進課長。  
毛利人権推進担当課長 女性会のないところにつきましては、振興会を通じましていろんなイベントとか、またそうした講演会等へ参加をお願いをしておりますし、学習でもそうした振興会を窓口にしてから多くの方に参加していただいているような現況であります。

亀岡委員長 入本委員。  
入本委員 だから私が申すのは、この補助金を減しなさいって言っとるんじゃないんですよ。男女共同参画、人権の上においても、各町に動員により学習会を開くためには今後その方向には振興会を位置づけますとかいう方向性がないと、今言われる答弁の中での問題が解決しないのではないかと思うんですが、その点についての答弁をお願いします。

亀岡委員長 毛利人権推進課長。  
毛利人権推進担当課長 そこの連携ということにつきましては、自治振興課ともやはり連携をしながら、そうした女性会が実態としてないようなところにつきましては振興会にやっぱり参加をいただき、仕組みとしてから行政のほうが女性の方がすべからずそうした男女共同参画へ向かってやはり行動ができるような、市民全体の課題となるような、そのような運動を展開していこうと思っております。

亀岡委員長 入本委員。  
入本委員 基本的には男女共同参画の政策の中に、市長さんもマニフェストの中に入れておられるわけですよ。そうすると、やはり担当課というものが女性会、振興会を併用してやるとか、はっきりした答弁がないと一貫性がないと思うんですよ。そのあたりを今後の課題として方向づけをお願いしたいと思います。

次に、同じく85ページの人権会館の運営でございますが、これの人権会館も現在5町にしかないわけですよ。それで、やはり人権という中には公平、平等の観点から5カ所というでもおかしいし、それから予算執行の上においても金額が違つとることも、これは公平性の原理からいうたらいいかもわかりませんが、平等性の面から見たら不平等になつとるわけですよ。名称についても違つてると。そういう面から見て、この人権会館の運営に関する経費とありながら名称の違い、将来に向けて、それは先ほどから答弁があるように各町の云々ということがありますが、安芸高田市として人権というものは非常に生活、信条の上においてウエートの高いものというのはいくわかつとるわけで、我々はこれを軽視しとるわけでない、ウエートをかける意味においてもやはり公平に扱うのが本来の姿だと思ふんですよ。そういう意味からいって、この人権会館の運営に関する内容について、どのような位置づけで方向性をされようとしてるのか伺います。

亀岡委員長  
毛利人権推進担当課長

毛利人権推進課長。

人権にかかわつての守備範囲といいますか、人権推進課におきましては全市民を対象とした人権啓発を実施するという形であり、また、人権会館においては地域のそうした実態を踏まえて、常時的なその地域に合った、そうした継続的な人権啓発、相談業務から地域交流とか地域福祉とか啓発事業を実施するという、そういう形での組み分けというのはいしてあります。

亀岡委員長

暫時休憩にいたします。

~~~~~

午後2時10分 休憩

午後2時12分 再開

~~~~~

亀岡委員長

それじゃ、休憩を閉じます。

続けてください。

入本委員。

入本委員

今の答弁では私もうちょっとまだ足りないところがあるんですが、今言われたように、予算執行においても各町のことを私は決して今まで蓄積したものをだめにしなさいというんじゃないんですよ。将来に向かって、いつまでたつてもこういう状況の、先ほど委員長さんも言われましたように、会館と名前がつくのは吉田、高宮、甲田なんですよ。あとの八千代と美土里は違うわけですよ。だからそれをきょうのあしたにしなさいというんじゃないで、将来に向けての予算面の執行においても違つと。そうすると、教育の分室なんかでも、現在2町を1人の分室長にして運営しとるというような方向性もあるわけです。これをきょうあしたしなさいというんじゃないで、方向性というものは、合併した以上は地元の今までの積算したものを大切にしながら、しかし、平等でないところも、名前に上がつてない向原とかいうところもあるわけですよ。

そういうところはよそで人権活動をしとると思うんですが、やはりこうして一目したときに、公平性の面から見て、人権に関する運営について、やはりここで一括して担当課とすればするのがベターではないかと思うんですが、そのあたりをどのように方向づけをされようとしてるのか。人権人権っていいながら、まずこういうところから一律にしてあげて、第三者が見ても平等性が公平性があるような形にするのが一番ではなかろうかと思うんですが、そのあたりはどうですか。

亀岡委員長  
毛利人権推進担当課長

毛利人権推進課長。

合併してから1年経過してからと思うんですけども、17年、今まで何々隣保館と名称していたのを人権会館と名称変更させていただきました。そして八千代の場合ですけれども、人権会館と福祉的な部分の併設とのことで八千代人権福祉センターというふうな名称になったということで、美土里の場合は教育集会所を人権会館と同等に、そうした啓発活動をやるということで今日に至るとるわけですけれども、議員おっしゃるように、そうした方向性というものについてはそこの名称変更というものも今後、検討の視野に置いてから、そうした画一化といいますか、そうしたものも図っていきたいと思います。

亀岡委員長  
入本委員  
亀岡委員長  
毛利人権推進担当課長

入本委員。

向原という言葉が出ないんですが、向原町の位置づけは。

毛利人権推進課長。

合併協にさかのぼるいう形になるかと思えますけれども、私どもが聞いているのは、合併協の協議の中でそうした施設は要らないというふうな中で、向原町は独自にそうした人権啓発等を市民生活課と教育委員会の連帯の中で向原町人権対策協議会を持ってそうした啓発に当たるということで今日まで来られております。ただ、担当課といたしましては、市になってから人権啓発を行うやはり理念というのは同じでなくてはいけないということで、担当者の会に向原町の方にも来ていただきまして、法のもとの平等とか、あるいはまた人権尊重とか、人権が日常生活の中で最優先する課題であると、そういうような基本理念を持って事業実施に当たっていただいております。

亀岡委員長  
入本委員

入本委員。

向原の件もわかっと思んですが、管轄が違うところにあるわけでしょ、その位置づけを一つにする方向性を何年後にははするとか、やはり一括したときに号令をかけるときに、管理する場合にいつまでもいつまでもこういう形でいいと思われとるんかいうふうにしかとれないんですよ。やっぱり人権というものをもう少しウエートを置かれたら、一つの方向性に安芸高田市として持っていくのがベターではなかろうか。会館があるとかないとかいう問題じゃなくて、担当課がここにそのものの内容の共通したものがないと私はおかしいと思うんですが、その点については、今のように一つもおかしゅうない言われりゃそうなんですが、そのあたりの答弁をお願いします。

亀岡委員長 廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長 この人権会館の推進につきましては、先ほど課長が申しましたように、合併前にはそれぞれ独自の人権の推進のあり方という一つの拠点としてそれぞれ整理をされてきております。先ほど向原町におきましては行政のほうからの、行政がそういった組織をつくっとられるという一つの管轄的などともありますし、今後この人権教育、また推進、それぞれ安芸高田市民としての一つの推進方法のバージョンをつくるということにつきましては、今後この支所長とも関係いたしますので、そこらを統一化をして、この人権推進行政のそれぞれの拠点が同一であるような形は今後努力してまいりたいと、このように思います。

亀岡委員長 入本委員。

入本委員 市長に伺います。公的施設の共用とかいう問題がありまして、現在、向原、美土里もそういう施設を使っとるわけでございます。ほいで経費節減の折から、私は人権活動のウエートは生涯の課題であるということはあるかもしれませんが、経費節減等、それから運営等の関係において、やはりこのあたりを位置づけを市長さんはどのようにお考えか伺います。

亀岡委員長 浜田市長。

浜田市長 この人権の問題については、合併前の各町のいろんな経緯等ございまして現在に至ったと思えますけど、先ほどおっしゃるように、この問題については合併も4年も経過しているので、もう安芸高田市としての方向性というのはしっかり出していきたくと、そういう観点から、やっぱり施設がどうかという問題については今、私も新たに認識しとるわけでございまして、今後こういう問題を踏まえながら施設の問題も考えていきたいと思えます。

それからもう一つ、人権という定義が、さっきのこのたびの男女共同参画社会とか外国人の問題とかいろいろあるんですね、ちょっと今後のまちづくりにとっても大きな人材確保という点からも大事な課題になるんで、大きな問題として慎重にまた取り扱っていきたくと、かように思えます。

亀岡委員長 入本委員。

入本委員 人権会館につきましては、6町が公平、平等な人権学習、また人権に対する必要性を環境をつくっていただくことを要望して、次の質問に入ります。

123ページの火葬場の管理の問題でございますが、葬斎場は現在問題になっておりますが、火葬場については毎年工事費が出てきて、このたびが1,231万円ですか、これはどこの火葬場の、全体の内容についてお願いいたします。

亀岡委員長 以上ですか。

入本委員 はい。

亀岡委員長 答弁を求めます。

- 久保市民課長。久保市民課長 今回修繕を上げさせていただいておりますのは、主に吉田と八千代が扱っております蓬萊苑でございますが、断熱扉の打ちかえとか燃料バーナーの取りかえ、炉のまきかえであるとか排煙装置ダクトの取りかえ、それから冷却室本体改修工事等を予定いたしております。
- 亀岡委員長 入本委員。入本委員 各火葬場の委託料が変則な委託料になってますよね、一般業務に関する委託料ですね。このあたりの統一性は、将来葬斎場ができたときに問題は発生しないのか、そのあたりを伺います。
- 亀岡委員長 廣政市民生活部長。廣政市民生活部長 この委託費は、それぞれ旧町ごとの一つの方式で委託をしております。御承知のように新しい施設を今建設計画中でありますので、その時点で各町のこの委託の関係を統一させていただければと、このように考えております。
- 亀岡委員長 入本委員。入本委員 ちょっと戻るんですが、工事のほうの、修繕工事ですよ、今後見込まれるところがありますか。それとも、もうこれでこの現況を続けること自体が難しい状況か、見通しについての現在の4つの火葬場の運営状況をお願いしたいと思います。
- 亀岡委員長 久保市民課長。久保市民課長 4つの火葬場の修繕等がどの程度どういう状況かというお尋ねでございますが、蓬萊苑につきましては今回修繕をさせていただくことで、いいとはなかなか申し上げられないですが、このことをしないことによって利用者の方に迷惑をたちまちかけるといようなことはなくなるだろうというふうに考えています。
- それから光台苑につきましても、施設的にもうかなり老朽化がございましてあちこち直していくような状況はありますが、たちまち今年度においてすぐというような状況もありませんが、新しい施設の完成の年度によりましては、どういうことが起きるのかなというのがなかなか予測ができない状況がございまして。
- 甲田の火葬場も同じように古うございますので、そういった同じようなことが考えられると思います。
- それから向原にございます流雲閣というのは、ここ何年か前に一応改修っていうんか、火災の後の修繕がされてるということで、一番新しさからいったら、だろうと思いますが、規模の問題もございまして、これでやっぱりつないでいくための修繕というのは若干どこもかかるのかなというふうに思っております。
- 亀岡委員長 入本委員。入本委員 市長に伺います。現在、葬斎場は継続審議で非常に長くなっております。現在の維持管理においても非常に不安な事件、不安いうよりか不慮の事故も起きております。そういう面におきまして、やはり現在の審

議してるところの問題を結論づける位置づけも非常に大事で、火葬場建設に向けては葬斎場ともあわせての問題がありますけど、現状を把握したときに、やっぱりここらで現市長が過去の精査をされて英断して、次のステップに行くか継続してやるか、やはり決断される時期だと思いますが、そのあたりはどのようにお考えですか。

亀岡委員長 浜田市長。

浜田市長 この火葬場の問題につきましては非常に市民の関心も高く、今議会でもいろいろ議論されております。議会のほうでも議決されて、そのことも尊重していかなければいけないと。現況におきましては、このことを尊重しながら現状の市民の方に御迷惑かけないような修繕を加えながら、完全な形でコストを下げられたり地元の了解を得た形で次のステップへ進んでいきたいと、かように思っております。

亀岡委員長 入本委員。

入本委員 今言われることは当然のことで、新市長となられまして、やはり決断されることも大事だと思うんですね。その決断時期はどの時期に、継続するにしても変更するにしても、決断という位置づけはどのあたりに置いとられるか伺います。

亀岡委員長 浜田市長。

浜田市長 今いろいろ職員のほうも地権者との交渉を行っておりますので、まず目安としては今年度の予算を執行できるかどうかと、ここらが一つの目安になると思います。ただ、どういう状況になるかはわかりませんが、非常にコストの軽減とか課題もございますので、これからも慎重にやっていきたいと、かように思っています。

亀岡委員長 入本委員。

入本委員 じゃ、決断は20年度という形のお考えであるということを確認させてもらって結構ですか。

浜田市長 一応自分の思いでは、今年度の予算執行のために全力を投じて地元の地権者との理解を図るということなので、相手がある話なのでどういうことになるかわかりませんが、私の気持ちとすれば今年度の予算をけじめにある程度の方向性を出していきたいと、かように思ってます。

亀岡委員長 入本委員。

入本委員 ちょっと1点、毛利課長のとこで聞けばよかったんですが、個人情報、市民の安心、安全面においてある面では障害になっとるのではなからうかというような問題も起きとるわけですね。例えば職員同士でもその情報が行き交うことができないとか、それから各地域の民生委員さんの情報を、消防署とか消防団員さんとかそういうところにも地域にも言えない状況であらうかと思うんですけど、それを職員に言って、その職員がどこに言うていけばいいのかというんが、非常に個人情報というのは守秘義務はありますが、安心、安全面からいうたらある面では支障になっとると思うんですけど、この個人情報についての担当課としてはどう判断をお持ちでしょうか。

亀岡委員長 山本税務課長。

山本税務課長 特に個人情報いうところで税務課の場合が随分そこにかかってきます。他の課が何か扶助費の交付をするとかいうたときに、所得の確認とかいうのがあります。それ以外に何かを交付するんじやと、扶助費以外に確認するいうたら個人の土地の評価額を調べないといけんとか、こんなものがあります。そういう関係で、必要としとる課に個人の情報を調べられる根拠はあるのかというようなことにしてやりよるんですが、その辺も聞かれたのかもわかりませんが、税務課の場合は課税上の資料というのがありまして、課税上で集めた資料であるものについては、守秘義務の税法上の中でやっぱり知り得た秘密を漏らしてはならないというのが地方税法の中にありまして、他の課へも言っはいけんというのがそこら辺で出てきます。そういうふうなところで、同じ屋根の下において同じ屋根の下の執行の中でやっていかなければいけんいうところは理解できるんですが、地方税法の中の知り得た秘密を漏らしてはならないいうところにほとんどがひっかかりまして、方法とすれば、個人が申請された時点で税務課の情報を調べてもええというような同意をもらってやるようにいうことで庁舎内ではやってきとる部分があります。税務課の状況はそうであります。以上です。

亀岡委員長 毛利人権推進課長。

毛利人権推進担当課長 お答えします。担当課の立場でいいますと、プライバシーを守るという部分についてはやはり大事な部分だろうと思います。しかし、さまざまな行政を執行する中で、私どもについては、講演会なり、またいろんなイベントをやるに当たって、行政機関の代表の方のそういう名前も知ってそうした広報方もやりたいというような部分はあります。そういう分については行政内といえどもいろんな申請書でやりとりをして、守秘義務を果たすというそういう部分でのみ、個人情報を守るというような視点からそのような形で行っております。

亀岡委員長 入本委員。

入本委員 安心、安全の面からいうたら、税務課についてはあんまり私は今のとおりで精査されてるので別段ないんですが、特に民生委員さんの情報の中に、やはり健康状態がすぐれなかつたりとか、このたびの災害、被害起きたときに避難場所とか、そういうところの情報の共有化といいますか、安心、安全面から見たときの情報の共有化はどのような位置づけでおられるのか。だから職員同士でも今のように、どここの地区の役員さんの名簿が欲しいいうたらその会長さんの許可をもらわないとやれないというようなことがあると思うんですが、人権という面から見て、そのあたりはどういうふうに位置づけておられますか。

亀岡委員長 廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長 この個人情報と人権という一つの形であろうと思いますけども、当然これは対比しておりまして、特に民生委員さんの持っとられる情報というのは非常に個人的な情報が主であります。当然そういう形を持っとら

れんと民生委員さんとしての一つの役目を保っていられないということではありますが、ただ、その情報を我々が他人が使用できるかできないかというところが、一つの個人情報の規制というものがあるんだろうと思います。

このたび、災害、防災関係でございますが、ある程度、国のほうもそういった生命、財産を守るという一つの形の中では、この個人情報の一つの利用というものは緩和されてきてるんじゃないかと、このように思っております。有事のときでございますが、こうして、これは社会福祉課のほうになると思いますけども、民生委員さんはですね、当然、高齢者のひとり住まいも今からもふえる見込みであります。現在も結構おられます。結構高齢者の方もおられますので、そういった方々につきましてはうちのほうから民生委員さんのほうにはお願いをして、民生委員さんとの一つの連携のとり方というものは持っておりますけども、先ほど言いましたように、これをいかに関係者、関係者といいますのは消防団等ですね、そこらの方といかに共有化するというのは、ある程度もうちょっと時間が要るんじゃないかと、このように考えてます。

亀岡委員長  
入本委員

入本委員。

人権の中に個人情報という問題がミックスしてくるんですね。そして担当課はグループ制をとっておられますけど、そういう面ではやはり今言われた有事とかの場合に安心、安全面から、やはりある程度の人権を守るために個人情報の共有化も必要かと思っておりますので、そのあたりの融合性を持ってもらって、市民の安心、安全を人権的な面からも努力していただきたいということを要望して、終わります。

亀岡委員長

ここで10分間ほど休憩をとりたいと思います。

~~~~~

午後2時36分 休憩

午後2時55分 再開

~~~~~

亀岡委員長

それでは、再開をいたします。

岡田委員。

岡田委員

ページ数でいいます、予算書の84、85ページですね。先ほど来、同僚議員の人権会館の問題出ましたけども、団体補助金の414万5,000円、この団体は、私が承知しとるのは安芸高田市人権協会への団体補助金だと理解しとるわけです。この団体は、御承知のとおり旧合併前からの部落解放同盟の運動団体の協議会が名前を変えられて安芸高田市人権協会、こういうことになつとるわけですが、扶助費の問題で先ほども減額になったのは大方が扶助費やと言われておりましたよね、人権推進費の中の予算上は1,284万5,000円は、旧町時代にあった個人へ向けての扶助費が大方を占めると。団体補助金は合併した当時とは随分減額されておりますよね。

ただ、今までの議論を聞きよりますと、5町の人権会館をできれば同

じ方向に進めるといような市長の答弁がありましたけども、私は、軽々にそういうことを言われても大きな問題になるわけですが、それはそれといたしまして別の機会に言いますけども、この人権協会の運動方針を見る限りは、安芸高田市において人権尊重のまちづくり条例、これは我々も承知しておりますが、具体化運動を進めてまいるときに部落差別の撤廃をすべての市民の人権補助を求めると、云々と書いとるわけです。そういう中の運動方針の中に、向原町に人権会館をつくっていかないといかん、こういうことを運動方針の中へうたっとるんですよね。それで、市の責務として、差別がある限りは行政に今まで以上の力を加えて、簡単に言えば行政介入をすると、言葉は若干違っても、常に行政の方へ昔の運動団体を復活するという精神が運動方針に掲げてあるんですよね。それに対して414万5,000円の団体補助金をつけることが、今までの経過を見られて当然この予算は適当だというぐあいにしてつけられたんだと思うんですが、過去の運動団体の経過を見られてそのように理解してつけられたのか市長にお尋ねいたします。

亀岡委員長

浜田市長。

浜田市長

申しわけありません、勉強不足で。ちょっと勉強させてください。あんまりそういうことは、今勉強不足なんで答えることができません。申しわけありません。ちょっとだけ、予算を組んだ担当者のほうから説明させます。

亀岡委員長

廣政市民生活部長。

廣政市民生活部長

この補助金であります、414万5,000円でしたか、うち400万円は今のこの団体補助金で、14万5,000円につきましては地域人権運動連合会吉田支部へ14万5,000円です。こういった2つの団体への補助金となります。

御質問の内容でございますが、この団体への補助金は御承知のように旧部落解放同盟の関係で、それぞれこれも当初合併時、各6町、ほとんど5町になりますけども、こういった一つの団体への人権啓発の一環、歴史的な問題の解決のための補助金としての実施をしてきたところであります。仰せのように、当初は持ち寄り予算というような形で結構補助金のほうも重なってございましたけども、その後、行政改革等もございまして、他の団体にも、それぞれのこの行政改革に御協力をいただくという形で補助金のカットをそれぞれ団体にもお願いをしてきたところであります。

先ほどおっしゃるように、行政介入という言葉がありますが、この歴史的な問題の人権差別といいますが、これは現在、悲しいことに今年の6月においてもこういう差別事象が起こるといような現状であります。合併してからは、当初、糾弾闘争といような団体の方もございましたけども、現在ではそういう交渉も起きておりませんし、その団体のほうからこうしろあしろといようなことも別に指示を受けてのこともございません。前市長もこの歴史的な課題がある差別を初め、男女差別、

外国人差別、それぞれある限りは、本市としては人・輝く安芸高田としての基本的な理念でありますし、そういった点でのこのたびの補助金は、そういった継続という形で予算を計上させていただいたところであります。

亀岡委員長 ほかにありますか。

青原委員。

青原委員 先ほど同僚議員が質問したんですが、女性会の補助金について再度お尋ねをするんですが、4町が連合会に加盟しとると、それに対しての補助金を出しておると。それで金額的には27万5,000円掛けるの5言われたんですが、4ですか、5ですか。

〔4ですの声あり〕

4ですか。とすると120何万ぐらいになるんですね、人数、150円でしょ、1人が。そうすると166万9,000円という数字はどこから出たのかなと。予算ですので多目にやっつくというのがあるのかもわかりませんが、逼迫した財政の中でそれだけの余裕があるのかどうか、そういう組み方をするのがええのか悪いのかというのはどうなんですか。4町で110ぐらいでしょ、今の均等割で。あと150、1,059人だったろう思うんですが、加入者が。そうすると12万何ぼしかならんでしょ、そしたら120何万でしょ。166万9,000円というのはどこから出た数字ですか。

亀岡委員長 毛利人権推進課長、どうぞ。

毛利人権推進担当課長 お答えします。166万9,000円の算定根拠でございますけれども、市女連の本体のほうの事業も含まれております。また、このときにはまだ甲田町分も入れて予算を作成しておりますので、先ほど申しましたけれども、申請の段階でこの事業費の決定というのはまた考えていきたいと思っております。

亀岡委員長 青原委員。

青原委員 これは暫定予算じゃないですよ、本予算でしょ。本予算なら、いつ組まれたんですか、こりゃ。それまでに届け出があったんじゃないんですか。どうなんですか、それは。

亀岡委員長 毛利人権推進課長。

毛利人権推進担当課長 甲田町につきましては5月の総会を受けて、私、19年度末で解散を決めたと申しましたけども、5月の総会を経てこの解散という決断をされて、予算につきましてはそのときにはもう決定したいいますか、予算組みはしていたということで今日に至ってということでございます。

亀岡委員長 青原委員。

青原委員 それなら最初からそういう説明せにゃいかんのですよ。なってないでしょ、これ説明にならんでしょ、これじゃあ。根拠がわからんじゃないですか、今やっと言われるからわかったぐらいのことで。そういう説明してくれないと困るわけよ。不信感を抱かざるを得んよね、これじゃあ。ああいう気がするんですよ。こんなあやふやな予算書だったら見る必要はないですよ、これは、はっきり言うて。慎重にやられとるんだらう思うんじゃないけど、慎重さが見えてこんよね、これじゃあ。そこはどういうふう

な予算の組み立てしちゃったのか、もう一遍よう聞かせてください。

亀岡委員長  
毛利人権推進担当課長

毛利人権推進課長。

内訳を申しますと、市女連の本体の事業費が7万9,500円、それから八千代につきましては30万5,300円、それから美土里につきましては32万7,650円、高宮町につきましては34万3,400円、それから甲田町につきましては先ほど申しましたように33万650円、それから向原町につきましては28万2,500円、計166万9,000円でございます。

予算の説明につきましては、不手際があったことはおわび申し上げます。今後そのようなことのないような形で提案していきたいと思っております。

亀岡委員長

いいですか。

ほかにありませんか。

今村委員。

今村委員

2点ほど。1点は、私、聞き漏らしかも知れませんが、67ページの基本台帳の関係でございますが、そこでの委託料で、下段のほうに派遣業務委託料ということで人材派遣業務委託料として208万8,000円、これ高宮分というふうにちょっと聞いたんですが、そこでの業務内容の説明を再度お願いをいたします。

もう1点は、121ページの負担金補助及び交付金の中で、中ほどにございますリサイクルの推進補助金として550万予算が組んであります。これの事業内容及び事業について説明をお願いをいたします。

亀岡委員長  
久保市民課長

久保市民課長。

まず、お尋ねの人材派遣業務委託料でございます。お聞きいただきますように、高宮支所分と申し上げました。ちょっと体調のすぐれない職員がおりまして、現在は出てきておりますようですが、休んだ、長期にわたったときには欠員のままでは業務が回らないということで、委託をするという前提でこれは組ませていただいておりますので、当然これが不要ないということがある程度判明しました時点では、そのような措置もいたしたいというふうに考えております。

それから2点目のリサイクル推進補助金でございますが、今、市内の団体におきまして、古紙、アルミ缶、スチール缶を回収をしていただいて業者に引き取っていただくというのを進めております。それに対しまして1キログラム当たり4円の補助金を出しております。これはきれいセンターのほうへそれだけ分は持ち込みが少なくなるということですから、市の負担金は減っていくと、大いに進めていきたい事業というふうに考えております。

亀岡委員長  
今村委員

今村委員。

再度改めてお聞きしますが、リサイクルのいわゆる事業主体ですね、こういったような形なり団体なりでおやりになってるのか。

亀岡委員長  
久保市民課長

久保市民課長。

団体といたしましては、地域振興会であったり子ども会であったり学

校の生徒会であったり、いろんな形がございます。

亀岡委員長  
久保市民課長  
亀岡委員長

いいですか。  
はい、以上です。  
ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。  
暫時休憩いたします。

~~~~~

午後3時12分 休憩

午後3時25分 再開

~~~~~

亀岡委員長

それでは、再開いたします。

続いて、議案第69号、平成20年度安芸高田市一般会計予算のうち、市民生活部社会福祉課、高齢者福祉課、保健医療課にかかわる部分を議題といたします。

静粛にお願いいたします。

執行部から説明を求めます。

重本社会福祉課長。

重本福祉事務所長(社会福祉課長)

それでは、社会福祉課に係るものにつきまして御説明いたします。

まず、歳入ですが、予算書の16、17ページをお願いいたします。款12分担金及び負担金、項2負担金、目3民生費負担金のうち2節の児童福祉費負担金2億762万6,000円の内訳といたしまして、説明欄ですが、15カ所の保育所保護者負担金、現年度分1億8,624万4,000円、滞納繰越分150万円、次に3カ所の児童館の保護者負担金385万9,000円、次に、保育所の広域入所運営費に係る他市町村負担金672万1,000円、それから10カ所の児童クラブの保護者負担金930万2,000円を計上しております。

続きまして、18、19ページをお願いいたします。款14国庫支出金、項1の国庫負担金、目1民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金、説明欄ですが、自立支援訓練等給付費負担金2億5,591万1,000円でございますが、これは補装具関係扶助費の関係、それから居宅生活支援費及び施設入所者の支援費等に係ります国費2分の1の補助でございます。次に、2節児童福祉費負担金の内訳といたしまして、児童保護措置費負担金7,160万7,000円、これは私立保育所4カ所及び広域入所保育所運営に係ります国庫負担金2分の1の補助でございます。次に、被用者小学校修了前特例給付費負担金3,877万6,000円から4行分合わせまして特例給付費負担金28万円までは、児童手当に係ります国庫負担金の額をそれぞれ支給区分ごとに計上いたしております。次の児童扶養手当費負担金2,966万6,000円は、児童扶養手当に要する3分の1の国庫負担金でございます。次に、母子生活支援施設措置費負担金823万8,000円は、現在6世帯の入所委託に係ります2分の1の国庫負担金でございます。次に、特別児童扶養手当費負担金1,544万3,000円は、重度の在宅障害児に係ります4分の3の国庫

負担金でございます。次の3節生活保護費負担金2億8,218万1,000円は、生活保護の扶助費に係ります4分の3の国庫負担金でございます。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。目2民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金のうち、説明欄、自立支援介護給付費補助金133万3,000円は、障害認定調査等に係ります2分の1の補助金でございます。次の地域生活支援事業費補助金1,400万2,000円は、障害者生活支援費等に係ります2分の1の国庫補助金でございます。次に、自立支援法施行円滑化支援補助金467万1,000円は、通所サービス利用促進事業や視覚障害者情報支援研究基盤整備事業等の自立支援特別対策事業の国庫補助金でございます。次に、2節児童福祉費補助金1,090万1,000円は、ファミリーサポート事業及び延長保育等の次世代育成支援対策交付金でございます。次の3節生活保護費補助金111万9,000円は、診療報酬明細書の点検及びケースワーカーの研修費の旅費等の10分の10の生活保護適正実施推進事業費の補助金でございます。項3委託金、目2民生費委託金、2節児童福祉費委託金4万9,000円は、特別児童扶養手当事務費の委託金でございます。

次に、款15県支出金、項1県負担金、目の2民生費県負担金、1節の社会福祉費負担金のうち、説明欄の民生委員推薦会運営費負担金3万円、それから自立支援訓練等給付費負担金1億2,792万5,000円、これは補装具関係の扶助費、居宅生活とか施設入所者の支援費等に要する県費が4分の1の負担金でございます。次の2節の児童福祉費負担金ですが、内訳といたしましては児童保護措置費負担金の3,580万3,000円、これは保育所運営に係ります4分の1の県負担金でございます。次の被用者児童手当費負担金から3行、非被用者小学校修了前特例給付費負担金1,113万6,000円までが児童手当に要します県負担金でございます。次に、母子生活支援措置費負担金411万9,000円は、施設入所者、国費のときに申しました6世帯に係ります4分の1の県負担金でございます。3節の生活保護費負担金670万9,000円、これは住所不定者に対します国庫補助残の4分の1を県負担金として受け入れるものでございます。

続きまして、22と23ページをお願いします。項の2県補助金、目2民生費県補助金、1節の社会福祉費補助金で、説明欄の下の中ほどになりますが、地域生活支援事業費等補助金813万7,000円、これは社会参加の促進費や、日常生活に必要な支援サービス及び相談支援等に要します4分の1の県補助金でございます。次の2節の児童福祉費補助金のうち、説明欄、特別保育事業費等補助金515万2,000円、これは地域子育て支援等の特別保育事業に係ります3分の2の補助金です。次の放課後児童対策事業費補助金1,152万4,000円、これは放課後児童クラブの運営に要します基準額に対しての3分の2の補助金でございます。

続きまして、24、25ページをお願いします。項3委託金、目2民生費委託金、1節の社会福祉費委託金、説明欄の援護業務交付金1万5,000円、これは遺族、戦傷病者等の援護事務に要します委託金でございます。次

に、2節児童福祉費委託金40万2,000円、これは事務移譲を受けました特別児童扶養手当に要します事務の交付金でございます。

続きまして、30、31ページをお願いします。款20諸収入、項3貸付金元利収入、目5障害者住宅整備資金貸付元利収入、1節の障害者住宅整備資金貸付金現年度分元利収入284万6,000円及び滞納繰越分元利収入49万2,000円、これは障害者の居住環境改善のために必要な住宅改修資金を貸し付けた貸付金の償還金でございます。

次に、32、33ページをお願いします。雑入のうち、説明欄の中ほど、社会福祉課関係の雑入のうち福祉ホーム入所者市町負担金134万3,000円、これは市外に住所のあります障害者小規模授産施設、市外に住所のある人が障害者小規模授産施設とか福祉ホームの入所者関係に係ります他市町村の負担金を雑入として受け入れるものでございます。次に、ひとは福祉会土地借上料負担金12万円、これは作業所あつぷの用地を市で借り上げているため、そのうちのひとは福祉会から、土地借り上げ料の負担金分といたしまして月1万円、12万円を雑入として受け入れるものでございます。次に、その他雑入27万6,000円、これはNPOの貴船が、公共施設建物使用料、これはもとの土木の後、教育分室の図書室があったんですか、そこをNPOが借り上げておりますが、そこも同じように月1万円の12万円、プラス保育所の10カ所分の園児約650人分の災害共済の掛金の保護者負担金15万6,000円、合わせまして27万6,000円をその他雑入として計上いたしております。

それでは、歳出について御説明を申し上げます。

72、73ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費ですが、人件費は除きまして74、75ページをお願いします。社会福祉総務管理費8,737万6,000円の主なものは、1の報酬で1,129万6,000円、これは民生委員、児童委員を非常勤特別職の生活指導員として市のほうで委嘱いたしております123名分の報酬と、推薦会の委員の報酬でございます。それから7賃金269万3,000円、これは向原支所及び甲田支所の市民生活課の職員が産休とか育休に入っておりますので、それらに係ります臨時職員を雇用しております賃金相当額でございます。次に、8の報償費の主なものは、民生・児童委員の123名分の費用弁償等の活動報償費で、広島県からの事務移譲交付金で全額交付金として県から受け入れたものを報償費として支払うものでございます。次に、19節の負担金補助及び交付金6,526万9,000円、このうち主なものは社会福祉協議会の補助金6,000万円、これは職員17名分に対します人件費相当額の補助金でございます。それから民生委員・児童委員協議会の活動助成金360万円、これは旧6町の6地区民生委員・児童委員協議会の連合体であります安芸高田市民児協に対する活動助成金でございます。

主なものは以上で、それから、続きまして2目の障害者福祉費のうち、説明欄の障害者自立支援訓練等給付に要する経費5億1,182万4,000円のうち主なものは、国県補助事業の扶助費5億1,170万4,000円、これは支

援費関係、ホームヘルプ等の居宅生活支援費や施設通所とか入所支援費及び補装具関係の給付等の障害者福祉に係ります扶助費が主なものでございます。次に、障害者自立支援介護給付に要する経費5,843万5,000円の主なものですが、委員等報酬163万8,000円、これは障害認定審査会の委員報酬と、次の非常勤職員報酬213万6,000円、これは新しく設置いたしました障害者福祉相談員、月額17万8,000円の報酬でございます。次の報償費125万6,000円、これは主なものは障害児療育相談員及び自立支援協議会の委員への謝礼、報償費でございます。

76、77ページをお願いします。12役務費の手数料133万1,000円、これは国保連合会への審査支払い手数料等でございます。13の委託料の主なものは、障害児（者）日常生活用具の委託料368万円、それから市町の障害者生活支援事業委託料2,265万6,000円、これは、ひとは福祉会のもやい及び清風会の地域生活支援センターへの生活支援事業、相談支援を含めました委託料でございます。それから一番下の障害者福祉計画策定委託料180万円は、合併前に策定いたしました障害者プランを見直しまして、安芸高田市障害者計画及び、平成21年、来年度から始まります第2期の障害福祉計画、自立支援法に基づきました障害者福祉計画を策定するものでございます。18の備品購入費90万円、これは全額10分の10の補助事業によります特別対策事業であります視覚障害者情報支援緊急基盤整備事業のS Pコード、目の見えない方の読み取りのコードが、ごらんられた方もあると思うんですが、それによります活字読み上げ装置を6台分、各支所に1台設置予定ということで、現在補助金の関係の県とのほうの折衝をしながらいうことで予定をいたしております。

次に、19負担金補助及び交付金の主なものは、特別対策移行支援利用促進によりますデイサービス事業の緊急移行支援事業の補助金150万円、通所サービス利用促進事業補助金300万円が主なものでございます。20の扶助費1,540万円、これはデイサービス、日中ショート等の日中支援事業の扶助費でございます。次に、障害者福祉に要する経費2,996万7,000円のうち13の委託料、これの主なものは清風会への福祉ホーム事業の委託料506万8,000円、次に、15の工事請負費90万円、これはN P Oの貴船が使用しております旧第4分庁舎、土木事務所、県土木のところですが、そこの建物の浄化槽を廃止しまして、公共下水道の接続工事の費用、工事費でございます。

19負担金補助及び交付金の主なものは、79ページのほうをお願いします。説明欄の2行目で障害者授産施設等通所者交通費助成金379万2,000円、それから主なものが8行目の重度心身障害者通院費補助金524万8,000円、及びその下の精神心身障害者就労促進事業補助金、これはN P Oの貴船及び第2ひとは作業所に対します事業の補助金でございます。

続きまして、82、83ページをお願いします。5目の社会福祉医療公費負担事業費の中の説明欄、中ほどになるんですが、原爆被爆者対策事業費99万7,000円、これは被爆者援護等に関します事務費が主なものでご

ざいます。

児童福祉費につきましては後ほど子育て支援担当課長が説明しますが、111ページをお願いします。一部、障害児者の関係でございます。説明欄の9行目、特別障害者手当費2,075万円ですが、20扶助費の主なものでございますが、これは常時特別の介護を要します重度の障害者に対しまして特別障害者手当1,903万7,000円、及び20歳未満の重度障害児に支給します障害児福祉手当138万1,000円が主なものでございます。

次に、114ページ、115ページをお願いします。説明欄の生活保護事務に要する経費314万1,000円のうち主なものは、13委託料の、これはレセプト点検業務委託料102万6,000円、それと19節の負担金補助及び交付金の新共同利用型生活保護オンライン処理システム負担金116万円でございます。次に、生活保護扶助費に要する経費3億7,624万4,000円、これは扶助費といたしまして3億7,624万3,000円を計上いたしております。生活保護におきます本年3月末の公表数値ということで、3月末の保護の状況は188世帯326人でございます。

以上で児童福祉関係を除きました社会福祉課の予算の説明を終わります。

亀岡委員長  
是常子育て支援担当課長

是常子育て支援担当課長。

それでは、所管します予算について御説明申し上げます。

まず、90ページが一番下でございます。2目児童福祉費13億8,585万4,000円、前年度とほぼ同額となっております。

92ページ、93ページをお願いいたします。2項児童福祉総務費37万6,000円でございますが、主なものといたしまして、児童福祉総務管理費で児童遊園地及び草刈り業務などの委託料が主なものでございます。93ページの説明欄で、保育所運営に係る経費8億5,100万3,000円は、後で説明いたしますが、107ページ、109ページ、かわね僻地保育所運営に要する経費287万8,000円と、109ページのみつや保育所運営に関する経費6,457万5,000円を除いた13園の運営費でございます。内訳といたしまして、公立保育所10園の一般職員49人の人件費として3億3,645万5,000円を計上しております。その下の公立保育所総務管理費2億1,169万6,000円を計上しておりますが、主な支出として非常勤保育士の人件費でございます。その報酬1億8,141万6,000円が主なもので、派遣業務委託料1,281万3,000円は、保育士が研修したときに振興事業団からの人材派遣業務委託料でございます。警備委託も一括して契約しております。

次に、93ページの下から3行目の市内4つの私立保育所の総務管理費の2億3,033万6,000円でございますが、これは、可愛保育園、入江保育園、八千代南保育園、刈田保育園の4つの運営費2億2,543万5,000円の委託料が主なものでございます。

95ページをお願いいたします。95ページの19負担金補助及び交付金は、延長保育業務に対しまして交付するものでございます。これは国、県の補助金を受けまして交付する478万3,000円と、研修費補助金11万7,000

円を計上いたしております。

次に、上から10行目の吉田保育所1,897万6,000円から、97ページのみどりの森、ひまわり保育所について説明いたします。これは通年経費でございますので、以下、保育所につきましては合計金額のみ説明させていただきます。吉田保育所1,897万6,000円でございます。主なものとしたしまして、需用費の中の賄い材料費等が主なものでございます。続きまして、97ページ、みどりの森保育所669万1,000円でございます。ひまわり保育所493万8,000円を計上いたしております。99ページをお願いいたします。中段のくるはら保育所529万2,000円でございます。101ページ、ふなさ保育所541万3,000円を計上いたしております。下から9行目、小田東保育所717万1,000円を計上いたしております。103ページをお願いいたします。甲立保育所663万4,000円でございます。105ページ、小原保育所529万4,000円を計上いたしております。107ページをお願いいたします。向原こぼと園1,210万7,000円でございます。

以上、通年の経常経費でございますので、細目にわたっての説明は省略させていただきたいというふうに思います。

次に、下から8行目のかわね僻地保育所運営費287万8,000円は給食材料費が主なもので、先ほど申しました各保育所と同様、園の運営経費でございます。

109ページをお願いいたします。指定管理保育所運営に要する経費といたしまして6,457万5,000円を計上いたしております。これは昨年から指定管理者制度で社会福祉法人報正会で運営していただいております、みつや保育所の委託料でございます。現在みつや保育所におきましては44人の子どもさんをお預かりして、正規職員5名と臨時職員6名の保育士、さらに調理員2名で運営しております。

次に、108ページの中段からちょっと下でございますが、3目児童手当費でございますが、説明欄の109ページで、支給に要する経費といたしまして2億2,279万6,000円を計上いたしております。主なものとしたしまして、20節扶助費が2億2,267万円でございます。これは小学校終了まで給付されるものでございまして、4カ月分まとめて年3回給付しているものでございます。ちなみに対象者は2,593名の子どもさんが対象となっております。次に、下から5行目の4目児童扶養手当でございますが、説明欄で、児童扶養手当の支給に要する経費といたしまして1億1,088万7,000円を計上いたしております。

111ページをお開きください。20節扶助費が8,900万円でございますが、これは18歳までの子どもさんを養育しておられる母子家庭の母親に給付されるものでございまして、現在受給者は178名となっております。次に、下段でございますが、6目児童福祉施設費でございます。説明欄で、児童館の運営に要する経費といたしまして158万1,000円を計上しております。

113ページをお開きください。主なものとしたしまして、内訳でござ

いますが、上から2行目、警備委託料と建物の保守点検委託料が主なものとなっております。次に、子育て支援施設の運営に要する経費といたしまして、中ほどでございますが、8,839万2,000円を計上いたしております。内訳といたしまして、子育て支援施設運営費6,222万4,000円と子育て支援センター運営費でございます。子育て支援施設運営費の主なものでございますが、9つの児童クラブと3つの児童館、合わせて12のクラブ、児童館を今年度から、特定非営利活動法人、NPOでございますが、子育て応援隊かんがるーに指導管理委託料5,521万円で委託していきたいというふうに思っております。15節工事請負費の490万でございますが、これは第2イルカクラブの新設に伴いまして吉田小学校の空き教室の改修費と、現在イルカクラブのトイレが簡易水洗でございますので、下水道工事も完了いたしましたことでもございますし、そのつなぎ込みと水洗トイレに改造したいといったことで、改造費として工事請負費のほうに計上させていただいておるところでございます。次に、子育て支援センター運営費2,616万8,000円計上いたしておりますが、主なものといたしまして、母子自立支援員1名、家庭児童相談員1名、計2名の非常勤職員報酬、月額17万8,000円でございますが、この年額427万2,000円と13節の委託料2,097万6,000円でございます。母子生活支援施設入所委託料1,647万6,000円とファミリーサポートセンター運営委託料270万円、下から3行目でございます。次のページの一番上の次世代育成支援行動計画調査業務委託料160万円が主なものでございます。

以上で、所管いたします業務について予算の説明をいたしました。終わります。

亀岡委員長  
沖野高齢者福祉課長

沖野高齢者福祉課長。

続きまして、高齢者福祉課所管分の予算の説明を行います。

それでは、歳入につきまして、16ページ、17ページに戻っていただきたいと思っております。12款の分担金及び負担金、2項負担金、3目民生費負担金、1節社会福祉費負担金の老人保護措置費負担金は、養護老人ホームに措置をしております高齢者の本人負担金と扶養義務者負担金で4,219万1,000円計上しております。収入に応じて負担していただくようになっております。老人在宅福祉費負担金は、生活支援ハウスの入所者負担金で36万円計上しております。同じく収入に応じて負担していただくようになっております。13款の使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、1節社会福祉施設使用料のうち老人福祉施設使用料は市内の老人福祉施設の使用料ですが、存目でございます。

飛んでいただきまして、22ページ、23ページをお願いいたします。15款の県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち、説明欄一番上の老人クラブ助成事業費補助金は老人クラブ活動補助金支出に対する県からの補助金で、172万3,000円計上しております。その説明欄の下から3番目、介護保険低所得者利用者負担軽減事業費補助金は低所得の介護保険利用者に対して行われず社会福祉法人が

直接個人に行う減免に対する補助金で、346万6,000円計上しております。

また飛んでいただきまして、26ページ、27ページをお願いいたします。18款の繰入金、1項の特別会計繰入金、2目の介護サービス特別会計繰入金は、存目として1,000円計上しております。

また飛んでいただきまして、30ページ、31ページをお願いいたします。20款の諸収入、3項の貸付金元利収入、4目の高齢者住宅整備資金貸付元利収入は、高齢者と同居するため家屋を改築されたり増築される資金を貸し付けた貸付金の元利償還金です。現年度分元利収入としまして113万円、滞納繰越分元利収入として30万4,000円計上しております。

次のページ、32ページ、33ページをお願いいたします。5項の雑入の4目の雑入でございますが、真ん中からちょっと下に高齢者福祉課関係雑入4,566万8,000円がございます。これは養護老人ホーム高美園、公設民営の施設でございますが、養護老人ホーム高美園の運営費といたしまして県の町村会から受け入れ、それを高美園に出すものでございます。

歳出につきまして、78ページ、79ページをお願いいたします。3款の民生費、1項の社会福祉費、3目の在宅福祉費ですが、老人福祉あるいは老人の医療、保健に要する経費として13億8,586万1,000円を計上しております。このうち高齢者福祉課関係の主なものを説明欄で説明いたしますと、説明欄、在宅福祉事業費は6,617万1,000円で、高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定に要する委員報酬、そして今年度100歳に到達される高齢者の長寿祝い金、社協に委託しております心配事相談や弁護士相談でございます高齢者地域支援体制評価事業委託料、そしてかがやきの生活支援ハウスの運営委託料、今年度は甲田町で開催を予定しております高齢者福祉大会の講師の派遣の委託料、そして高齢者福祉介護保険事業計画の策定業務の委託料、そして高齢者の生きがい対策として行っております老人クラブ連合会に対する活動助成、活動補助金、高齢者の就労支援対策としての財団法人の市のシルバー人材センターへの補助金、そして各地域で行われております敬老事業に対する助成金などが主なものでございます。

下から4行目の老人保護措置費は、養護老人ホームへの措置費で1億4,217万7,000円計上をしております。内訳につきましては次のページ、81ページにございますが、委託料としての養護老人ホームに支払います老人保護措置委託料が主なものでございます。なお、20年度につきましては73名分の養護老人ホームの入所措置で計上しております。次の介護保険事業費は462万3,000円で、社会福祉法人がサービス利用者のサービス利用負担金を減免されることに対する補助金が主なものでございます。介護保険特別会計繰出金は5億4,450万4,000円で、特別会計で説明させていただきたいと思っております。介護サービス特別会計繰出金は1,411万5,000円で、特別会計で説明させていただきたいと思っております。

ちょっと飛んでいただきまして、90ページ、91ページをお願いいたします。8目の福祉センター費ですが、市内の福祉センターの運営に關す

る経費として1,990万2,000円を計上しております。内訳は、向原総合福祉センターかがやきの浴室のタイル修理とレジオネラ菌対策の工事の委託料650万円、そして吉田のふれあいセンターいきいきの里、向原総合福祉センターかがやき、吉田老人福祉センターの指定管理費が主なものでございます。9目の社会福祉施設費ですが、市内の社会福祉施設の運営に関する経費として5,351万1,000円を計上しています。内訳は、養護老人ホーム高美園の30人分の運用の委託料、そして高宮高齢者生産活動センターの指定管理費が主なものでございます。

以上で説明を終わります。

亀岡委員長  
久保保健医療課長

久保保健医療課長。

それでは、保健医療課関係の予算につきまして御説明申し上げます。

歳入につきまして、予算書の16、17ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料、診療所使用料としまして4,988万6,000円、これは美土里歯科診療所、川根診療所における診療報酬でございます。

次に、18、19ページをお願いいたします。2項手数料、2目衛生手数料、1節保健衛生手数料、診療所証明手数料としまして14万3,000円、これは主治医意見書料等でございます。次に、14款国庫支出金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金1,278万1,000円は、国民健康保険基盤安定負担金でございます。これは保険税負担の緩和と国民健康保険の財政基盤の安定を図るため一般会計から保険者支援分繰り出しに対する国庫負担金で、2分の1の負担率となっております。同じく後期高齢者医療保険安定拠出金につきましては、ことし4月より施行されました後期高齢者医療に係る負担金でございますが、社会保険被扶養者分の額が未定であったために存目として計上しております。次に、衛生費国庫負担金につきましては、平成19年度まで老人保健事業における基本健康診査、健康教育等に係る国庫負担金がありましたが、今年度より医療制度改革に伴いまして老人保健法が廃止となりましたのでゼロとなっております。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。15款県支出金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、国民健康保険基盤安定負担金が1億204万3,000円でございます。これは国庫負担金のところでも説明いたしましたが、保険税負担の緩和と国民健康保険の財政基盤の安定を図るため、一般会計からの繰り出しについて県の負担金であります。保険税軽減分の4分の3と保険者支援分の4分の1を県が負担するものであります。また、新規としまして後期高齢者医療保険安定拠出金が9,004万2,000円でございます。これも保険料軽減に対し4分の3を県が負担するものであります。

次に、22、23ページ、お願いいたします。3目衛生費県負担金、1節保健衛生費負担金111万2,000円につきましては、健康増進事業に係る県負担金で3分の2の補助率となっております。国庫支出金のところでも説明しましたように法改正により減額となっております。次に、2目民生費

県補助金、1節社会福祉費補助金、療養援護事業費補助金100万9,000円ですが、これは重度心身障害者医療、乳幼児医療並びにひとり親家庭等医療の受給者が15日以上入院し食事負担等の自己負担が発生する場合に、月額3,000円を支給するものでございます。費用の2分の1が県補助となっております。

それから中段になりますけども、老人医療公費負担事業施行事務費補助金につきましては、過年度請求等があった場合を想定しまして2,000円を存目的に計上しております。次に、重度心身障害者医療公費負担事業費補助金7,437万4,000円につきましては、医療費の2分の1を県が補助するものであります。また、次の施行事務費補助金の161万9,000円並びに療養援護事業施行事務費補助金5,000円につきましても、補助対象経費の2分の1の補助となっております。次に、2節の児童福祉費補助金、乳幼児医療公費負担事業補助金1,655万2,000円は、重度心身障害者医療と同様に医療費の2分の1を県が補助するものであります。また、次の施行事務費補助金の99万6,000円につきましても、補助対象経費の2分の1の補助となっております。次に、ひとり親家庭等医療費公費負担事業費補助金385万6,000円並びに同施行事務費補助金18万2,000円につきましても同様でございます。

次に、26、27ページをお願いいたします。18款繰入金、1目老人保健特別会計繰入金3,022万4,000円は、過年度精算による繰入金でございます。

次に、33ページをお願いいたします。20款諸収入、4目雑入、1節保健医療課関係分でございますが、健診等の徴収金が主なものとなっております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

74、75ページをお願いいたします。3款民生費、1目社会福祉総務費、中段になりますけども、国民健康保険特別会計繰出金1億9,991万円につきましては、国民健康保険法第72条の2第1項の規定に基づきます保険基金安定繰出金が1億5,333万4,000円が主なものとなっております。これらの繰出金につきましては、地方財政計画において、国民健康保険制度の運営に関し市町村の一般会計が国保特別会計に繰り出すための経費を計上しております。これに要する経費につきましては、地方交付税による所要の措置が講じられております。財政安定化支援事業分の新規計上に伴う増額が2,194万5,000円となっております。

次に、80、81ページをお願いいたします。中段からですけども、3目老人福祉費、老人保健医療給付事業費の48万8,000円につきましては、従来の老人保健事業の補完的事業費となっております。主なものとして、事務的経費としまして1カ月分の老人保健電算共同処理委託料及び共同処理手数料となっております。老人保健医療は平成20年度から後期高齢者医療に移行しますので、平成20年3月診療分のみとなっておりますので3,221万6,000円の減額となっております。次に、老人保健

特別会計繰出金の3,968万4,000円につきましては、老人保健法第47条に基づきまして、市が負担すべき額の繰出金として1カ月分医療費と3カ月分の高額医療費等に係る経費の8.4%、3,878万9,000円、これに予備費等の補助対象外経費89万5,000円を加えた額を老人保健特別会計に繰り出すものであります。従来の10分の1程度の予算でありまして、4億107万6,000円の減額となっております。

次に、新規事業ですけれども、後期高齢者医療事業費の4億5,191万7,000円につきましては、後期高齢者医療健診業務委託料2,007万2,000円、療養給付費負担金、後期高齢者医療費の8.3%の4億1,172万1,000円、広域連合事務費負担金1,856万9,000円が主なものとなっております。次に、後期高齢者医療特別会計繰出金の1億2,218万2,000円につきましては、後期高齢者医療特別会計に対しまして事務的経費212万4,000円と、保険安定基盤繰出金としまして保険料軽減分1億2,005万8,000円を繰り出すものであります。

次に、82、83ページをお願いいたします。5目社会福祉医療公費負担事業、老人医療公費負担事業費の7,000円につきましては、平成14年の10月の医療制度改革によりまして18年10月より対象者がありません。今年度につきましては、月おくれの請求、償還払い等を想定しまして存目的に計上をしております。次に、重度心身障害者医療公費負担事業の1億5,401万9,000円につきましては、節20扶助費1億5,076万9,000円が主なものでございます。身体障害者手帳の1級から3級、及び療育手帳のマルA、マルBに該当する重度心身障害者の方の医療費の助成給付が1億4,875万となっております。平成20年3月末現在で1,214名の受給対象者がおります。療養援護金が制度改正によりまして5,000円が3,000円となったことと、19年度医療費実績に伴いまして652万1,000円の減額となっております。

次に、110、111ページをお願いいたします。5目児童福祉医療公費負担事業、節20扶助費771万4,000円が主なものでございます。所得税非課税世帯に属する18歳到達年度末までの子どもがいるひとり親家庭等の医療費の自己負担分の助成が主なものでございます。対象者といたしまして、平成20年3月末現在で353名がおります。19年度医療費実績によりまして209万4,000円の減額となっております。次に、乳幼児医療公費負担事業3,528万5,000円につきましては、節20扶助費3,329万円が主なものであります。平成20年3月末現在で1,569名の対象者がおります。19年度医療費実績等によりまして318万8,000円減額としております。

次に、116、117ページをお願いいたします。4款衛生費、1目保健衛生総務費、保健衛生総務費管理費の6,863万円につきましては、負担金補助及び交付金6,039万6,000円が主なものとなっております。主な事業といたしまして、僻地診療所への患者輸送車運転業務委託料137万3,000円、在宅当番医・救急医療情報提供事業委託料は339万8,000円、病院群輪番制病院であります安佐市民病院に対する運営事業負担金が220万9,000円、吉田総合病院の休日夜間救急センター運営事業負担金が2,700万円、吉

田総合病院の医療機器更新等に対します助成金が3,000万円、食生活改善推進協議会補助金が70万円を計上しております。

次に、2目健康づくり推進事業費1億2,178万1,000円につきましては、主なものとしたしまして乳児健康診査委託料1,357万9,000円、総合健診委託料2,566万2,000円、1日人間ドック委託料1,110万円、インフルエンザ委託料2,560万円、ポリオ等定期予防接種委託料1,595万5,000円、制度改正に伴います新規システム開発委託料1,548万1,000円が主なものとなっております。医療制度改革によりまして、従来、老人保健事業で実施しておりました基本健康診査が特定健診として実施いたしますので、国民健康保険特別会計へ移行いたします。これによりまして1,272万4,000円の減額となっております。

次に、118、119ページをお願いいたします。3目保健センター費、保健センター運営費1,222万8,000円につきましては、中央保健センター管理業務委託料が664万6,000円、各保健センターの維持管理費が270万9,000円、ふれあいセンターこうだの指定管理委託費287万3,000円が主なものとなっております。中央保健センターの管理業務委託料分が増額となっております。

次に、120、121ページをお願いいたします。5目診療所費、診療所の運営に関する経費といたしまして6,983万4,000円でございます。横田診療所の施設管理費5万円、美土里歯科診療所の診療施設管理委託料2,648万2,000円でございます。

次に、122、123ページをお願いいたします。川根診療所3,980万2,000円につきましては、吉田総合病院から医師の派遣を受けて診療を行っていただいております。医師派遣委託料等の委託料3,897万3,000円が主なものでございます。次に、佐々部診療所の350万円につきましては、外壁の修繕費といたしまして工事請負費を新規計上いたしております。

以上で保健医療課の説明を終わります。

亀岡委員長

説明が終わったところですが、質疑についてはあす受けることとしたし、本日の審査はこれで終了いたします。

次回は、明日19日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会とします。御苦労さまでした。

~~~~~

午後4時28分 散会